

令和2年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和2年 6月 19日（金曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 請願第 1号 | 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願 |
| 日程 6 | 発委第 3号 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議 |
| 日程 7 | 発委第 4号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 9 | 議案第 35号 | 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 36号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 37号 | 鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 38号 | 神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 39号 | 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 40号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 41号 | 鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 16 | 議案第 42号 | 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基 |

- 準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 17 議案第 43号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準にする条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 18 議案第 44号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 19 議案第 45号 鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 20 議案第 46号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 21 議案第 47号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程 22 議案第 48号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 23 議案第 49号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程 24 議案第 50号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 25 議案第 51号 鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約について
- 日程 26 議案第 52号 鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約について
- 日程 27 同意第 1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程 28 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番	清水	浩徳議員	2番	山口	優子議員	3番	畑	久雄議員
4番	台蔵	征一議員	5番	加納	茂議員	6番	上嶋	和志議員
7番	川染	洋議員	8番	狩野	正雄議員	9番	埴淵	賢治議員
10番	安藤	幹夫議員	11番	吉田	稔議員			

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	喜	井	知	己
教育委員会教育長		大	井	和	行
代表監査委員		野	村	英	雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松	本	新	吾
総務課長	渡	辺	雅	人
総務課主幹	葛	西	浩	二
企画財政課長	草	野	礼	行
町民課長	平	山	宏	照
福祉課長	佐々木		康	人
農業振興課長	檜	山	敏	行
農業振興課主幹	城	石	賢	一
商工観光課長	富	樫		靖
建設水道課長	大	上	朋	亮
子育てスマイル課長	松	井	裕	二
ジオパーク推進室長	高	井	宏	行
瓜幕支所長	東	原	孝	博
病院事務長	菊	池	光	浩

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇	井	直	樹
--------	---	---	---	---

社会教育課長 浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 渡邊恒義

9 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳

書記 高瀬俊一

令和2年 6月 19日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから令和2年第2回鹿追町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、最小限の出席者による会議とし、説明員は随時入退室を行うことといたします。

ここで、松本新吾副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしまして、この4月の定期異動によりまして新たに議会の説明員となりました職員の紹介をさせていただきます。

はじめに、農業委員会事務局長、渡邊恒義です。

○農業委員会事務局長（渡邊恒義）

渡邊です。よろしくお願いいたします。

○副町長（松本新吾）

ジオパーク推進室長、高井宏行です。

○ジオパーク推進室長（高井宏行）

高井です。よろしくお願いいたします。

○副町長（松本新吾）

以上をもちまして、議会説明員の紹介を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により9番、埴淵賢治議員、10番、安藤幹夫議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの12日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月30日までの12日間と決定しました。

日程3

諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和2年2月分、3月分、4月分の出納検査報告書と令和2年度国保病院薬品監査実施結果報告書が提出されました。

その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第2回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

5月1日から6月1日にかけて、新型コロナウイルス対策本部会議、それぞれ第8回から第12回目ということで、計5回開催をしています。

この間、第11回目になりますけれども、5月25日、この時点で政府の緊急事態宣言全面解除の見込み、それから北海道の休業要請の大幅解除を受けまして、この翌日、5月26日から特に屋外施設を含む施設の利用制限を解除したところであります。

それから12回目の会議は、6月1日に開会をしましたがけれども、北海道の休業要請の全

面解除を受けまして、町内公共施設、おおむね全般の利用を再開しております。

こういう状況にはありますけれども、町の役場の勤務体制としては土日を利用した分散勤務、それから昼休みをずらしたり、それから時差出勤、あと一部福祉課では分散執務等を行なっているところでもあります。

出張関係については、やはりまだ札幌、それから他都府県については、重要性等を考慮して対応していくということで進んでまいりました。

皆さんも御存じのとおり、本日から都道府県をまたぐ移動等が解禁となります。

ただ、いずれにしてもウイルスが無くなったわけではありませんので、特に北海道、新北海道スタイル、こういうことを十分確認をしながら、感染の拡大防止、これをしっかり引き続き努めていかなければならないと思っています。

週明けには今の移動が解禁になった等々、こういうことに基づいて13回目の対策本部会議を開いて、町の関連の会議等についてもこういう新北海道スタイルが取れるものについては、順次開催をしていくという方向に進んでいかなければならないと思っているところでもあります。

次に5月19日には、元民生・児童委員の加藤咲子さんに対して厚生労働大臣からの特別表彰が送られましたので、この伝達を町長室で行いました。

加藤咲子さん、皆さん御存じのとおりの方でございます。

民生・児童委員としては、24年間お務めをいただきました。

加藤さんの人柄で見守り活動、それから地域の安心・安全に大変貢献いただいたところでもあります。

また、加藤さんは退任をされておりますけれども保護司も長くお務めをいただきまして、一昨年には保護司の活動に対して、法務大臣表彰も受賞されているということでございます。

次に5月26日には、特定健診の受診率優秀行政区の表彰をさせていただきました。

この表彰については、平成30年度から行なっておりまして、地区の受診率が60%を超える行政区を対象に表彰をさせていただいております。

令和元年度におきましては、中鹿追行政区、それから中瓜幕行政区がそれぞれ、中鹿追が70.7%、中瓜幕が69.7%と非常に高い受診率を記録されたところでもあります。当日、中鹿追の高田区長、中瓜幕は金須区長にお越しをいただきました。

特定健診の町全体の受診率ですけれども、平成30年度においては52%、令和元年度に

については若干下がりました、47.3%ということでございます。

今年度もなかなか健診も思うようにできなかった部分もありますけれども、少なくとも前年を上回るようにということではしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それから同じく5月26日、これは帯広市内におきまして令和2年度の十勝町村会の通常総会、引き続き十勝総合振興局と十勝町村会の行政懇談会が開催をされ出席をしてまいりました。

町村会の総会では、令和元年度の事業、それから収支決算報告、それから令和2年度の補正予算、2月に通常総会をやっておりますので、当初予算はその段階で可決されておりましたので、今回は令和2年度の補正予算、その他今年度の事業計画の中で町村職員の採用試験前期について、当初一次試験は6月20日という予定をしておりましたけれども、この新型コロナウイルス関係で7月11日に変更することに決定をいたしました。

その他、なかなか今回の関係で町村会の会議も思うように持てなかったということもございますので、町村会として使えるテレビ会議システムの導入ということで、今準備が進められているところであります。

それから十勝振興局との行政懇談会では、最初に振興局のほうからこの新型コロナウイルス感染症に係る状況、それから主に北海道としての各種支援策の説明があった後、新型コロナウイルス感染症との持久戦に備えてこれから求められる課題と対策というふうに題しまして意見交換が行われました。

全部の町村長から4分以内でそれぞれ意見をということでありましたので、私のほうから学校休校に伴ってオンライン授業等実施したこと、それからそれに伴いましてICTの重要性、これが再認識をされたということと、農村地区を中心とした光ファイバーの整備が進んでいないということで、これを積極的に進める必要性、これにはどうしても財政支援というのが不可欠ですので、この辺の話もさせていただきました。

またGIGAスクールの予算措置、なかなか思うように補助が予定どおりというふうになっていないという面もありましたのでその辺のお話、それから病院関係ではこの関係で外来診療等々も控えて、収入も落ちているということで、地域医療に合う公的病院への財政支援の補てんについても意見を申し上げてきたところであります。

次に5月28日には、帯広市議会の議場におきまして令和2年度第2回とかち広域消防事務組合議会臨時会が行われました。

議事としては、広域消防の一般会計補正予算のほか、財産取得では本町の分もあります

けれども、本町、小型動力ポンプ付水槽車についての財産取得、その他帯広市、更別村、足寄町、本別町、それぞれ財産取得等がございまして、全て原案のとおり可決をされたところであります。

次に、6月2日ですけれども、鹿追町建設業協会の三井会長、窪田副会長、それと相澤事務局長がお見えになって本町の開町100年記念事業に役立ててということで100万円の御寄附をいただいたところであります。

開町100年事業、大半の事業が来年にということでございますけれども、私からお礼と開町100年事業のために大切にに使わせていただきたいということでお礼を申し上げたところであります。

次に、6月10日には、牛乳月間需要拡大キャンペーンということで、Aコープ鹿追店で開催をされました。

私と、木幡JA鹿追町代表理事組合長、それから鹿追町酪農振興会の河原崎会長、その他役員の方々、鹿追町農村青年部の方々の参加をしていただきました。

この日には合わせて酪農振興会から町内小中学校へよつ葉のヨーグルトの御寄附がありまして、同日の学校給食に提供されたところでもあります。6個入りのパックが106個ということでございました。

それから同じく10日には、今年度新得地区暴力追放運動推進協議会が30周年を迎えるということで、新得、清水、鹿追、それぞれのスポーツ少年団への寄附というのが計画をされて、当日、新得地区暴力追放運動推進協議会の30周年記念事業の実行委員長の三井福成さんがお見えになりまして、鹿追町の野球少年団、それから剣道少年団、柔道少年団それぞれに記念品をいただいたところであります。

次に、6月11日には、十勝総合振興局の関副局長、建設管理部担当であります。それぞれ幹部職員、それから鹿追の松本出張所長等がお見えになりまして、これについては然別川のしゅんせつ事業推進に関する要望ということで、その回答について本町にわざわざお越しをいただきました。

関局長をはじめ職員の方が4月で結構異動をされていて、なかなかこういう状況でそれぞれ挨拶にもお伺いできなかつたということもありまして、それも兼ねてということでお越しをいただいたところでもあります。

この然別川の関係については議会で御質問いただいておりますし、それから瓜幕の連合行政区からの要望、それから出前トーク、いろいろな場面で多くの声が寄せられている案

件であります。

3月に要望書の提出ということで考えていたのですけれども、北海道の幹部職員の方の異動の関係、それから新型コロナウイルスの関係でなかなか提出するタイミングがうまくいかなかったということで、実は要望書だけ先に、もちろん地元の鹿追の出張所とは随時いろいろ協議はしていましたけれども、正式に5月8日付で要望書の提出をしております。

当日は関副局長から、これまでは平成26年度から令和元年度の間で然別川の主に樹木の伐採ということで、5年間で約2キロメートルの整備を実施していただいたということでありますけれども、これから令和2年度から令和6年度までについては、国のほうで緊急浚渫推進事業ということで起債を利用した事業を作ったということもありまして、これを活用して本町の然別川についてもしゅんせつを進めていく予定だというお話をお伺いしました。

今年度の実施予定については過去4年間、全体で2キロメートル程度だったのですけれども、今年度は、1.2キロメートルぐらいの実施の予定をしていただいているということで、特に御要望のある西瓜幕橋の上流、下流含めて300メートルぐらいのところについても今年度、手を付けていただけるということでもあります。樹木の伐採というのが主な内容になると思います。

この時、同席をしていただいた吉田議長からも、土砂の分についても何とかということでお話をしたところでもありますけれども、これについては引き続きまたお話をしながら要望を続けていきたいと思っております。

以上、申し上げます行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

○議長（吉田稔）

日程5、請願第1号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって、本件は産業厚生常任委員会へ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程6 発委第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

○議長（吉田稔）

日程6、発委第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する決議案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議。

日本国内において流行している新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、国際社会を挙げて対策が講じられているが、いまだ国際的な脅威になっている。

こうした中、本町においては本年2月28日に鹿追町新型コロナウイルス対策本部を設置し、鹿追町長を先頭に感染拡大にかかる対策を全力で取り組んできたところである。

国民の不安が続いている中、国は何よりも住民の命と健康を守ることを最優先とし、地方公共団体と一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められる。

また、地方公共団体が実施する新型コロナウイルス対策へのさらなる財政支援措置を行なっていく必要がある。

鹿追町議会としては、今後予測される事態に対する町民の生命や生活、経済活動を支援していくため、必要な財源の一助として、議員報酬の削減や、町費による政務活動を執行停止とする等、議会費の予算を削減し、新型コロナウイルス対策予算に振り替え、鹿追町と共に全力で取り組んでいく。

以上のとおり決議する。

令和2年6月19日。

よろしく御審議願います。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程7 発委第4号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程7、発委第4号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第4号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬月額（第5条第1項に規定する期末手当の算出基礎となる場合を含む。）については、第2条第1項規定にかかわらず、同号の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の5に相当する額を減じた額とする。

附則、この条例は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症による住民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、令和3年3月31日まで議員報酬月額を減額する特例措置を行なうため、改正するものである。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉田稔）

日程 8、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分といたしました事由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係する政令及び省令が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることから鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであり、主な改正点は 6 点で、1 点目は個人町民税関連で、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し。

2 点目は、固定資産税関係で所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応。

3 点目が、たばこ税関係で課税免税に係る手続きの簡素化。

4 点目が、各特例措置の延長。

5 点目が、元号改正に伴う対応。

6 点目が、条文の整理であります。

次のページの専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

処分内容を申し上げます。

第 1 条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 36 条の 3 の 2 は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書について、第 36 条の 3 の 3 は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定であり、それぞれ手続き

の簡素化に伴う条文の整理であります。

第 48 条は、法人の町民税の申告納付の規定であり、法改正に伴う文言の整理であります。

第 54 条は、固定資産税の納税義務者の規定であり、調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対し通知した上で、使用者を所有者とみなして課税する規定とするため、第 4 項の次に新たに第 5 項を加え、文言の整理を行うものであります。

第 61 条は、固定資産税の課税標準について、第 61 条の 2 は、法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合の規定であり、法改正に伴う文言の整理であります。

4 ページになりますが、第 74 条の 2 の次に新たに、第 74 条の 3 といたしまして、現所有者の申告の規定を加えるものであります。

第 75 条は、固定資産に係る不申告に係る過料の規定であり、文言の整理となるものです。

第 96 条は、たばこ税の課税免除について、第 98 条は、たばこ税の申告納付の手続についての規定であり、課税免除の適用の手続きの簡素化及び文言の整理となるものであります。

第 131 条は、特別土地保有税の納税義務者等についての規定であり、法改正に伴う文言の整理であります。

附則第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、附則第 7 条 3 の 2 は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定であり、それぞれ元号改正に伴う文言の整理であります。

附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、特例の適用期限を 3 年間延長するものであります。

附則第 10 条は、読替規定について、附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定であり、文言の整理と課税標準の特例割合を定めるものであります。

5 ページになりますが、附則第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 13 条、第 15 条は、元号改正に伴う文言の整理であります。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に規定であり、特例の適用期限を 3 年間延長するものであります。

附則第 22 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがす

べき申告等について、附則第 23 条は、個人の町民税の税率の特例等についての規定であり、元号改正に伴う文言の整理となるものであります。

次に、第 2 条、鹿追町町税条例等の一部を次のように改正するといたしまして、第 2 条のうち、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加する改定規定を削るものであります。

次に、附則第 1 条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条、第 3 条は経過措置について、第 4 条から第 8 条は、元号改正に伴う文言の整理となるものであります。

以上、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

御審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第 1 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

承認第 1 号は、承認することに決定いたしました。

日程 9 議案第 35 号 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程 10 議案第 36 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 9、議案第 35 号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 10、議案第 36 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 2 件については、関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 35 号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 36 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括して説明させていただきます。

はじめに提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済の影響及び町の財政状況を鑑みまして、監査委員及び特別職の職員の給与及び期末手当の減額措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

はじめに、議案第 35 号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するをいたしまして、附則を附則第 1 項といたしまして、見出しに施行期日を付し、新たに第 2 項といたしまして、監査委員報酬月額に係る減額特例措置といたしまして、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、報酬月額を 100 分の 5 に相当する額を減じた額とするものを加えるものであります。

次に附則は施行期日の規定であり、この条例は令和 2 年 7 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 36 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するをいたしまして、附則に第 12 項といたしまして、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日ま

での間、特別職の給料月額を 100 分の 5 に相当する額を減じた額とするを加えるものであります。

次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 35 号、議案第 36 号の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 37 号、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 37 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する条例の一部を改正するものであります。

内容についてを御説明いたします。

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 6 条は、書面審理の規定であり、条文中の法律の題名及び条項ずれを改正するもので、それぞれ文言の整理をするものであります。

次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 38 号 神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 38 号、神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 38 号は、神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

音声ガイド機器につきましては、これまでも無償で貸し出しを行なっておりましたが、他の美術館の状況を参考に使用料を徴収するため条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

神田日勝記念美術館条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 5 条は、観覧料、第 6 条は観覧料の減免の規定であり、それぞれ見出しに「及び使用料」を付け加え、別表第 5 条関係に新たに、2、使用料としまして音声ガイド機器、1 回につき 500 円を加えるものであります。

次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上、神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の内容を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。

5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

音声ガイド機器の使用料ですけれども、1回500円というのはすごく高いような気がするのですけれども、これは他の美術館と比べて妥当な金額なのでしょうか。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

お答えさせていただきます。

他の美術館の音声ガイドの使用料につきましてですけれども、現在北海道立近代美術館でキスリング展というのを開催しております。

その音声ガイドの機器使用料につきましては、チームナックスの音尾琢真さんが音声吹き込んでいますのですけれども、600円となっております。

それから昨年、同じく近代美術館でカラヴァッジョ展というのを開催しております、これについては俳優の田辺誠一さんが録音しまして、これも600円ということで、近代美術館では大体600円ぐらいで機器の貸し出しをしているのかなと。

道外になるのですけれどもミホミュージアム、滋賀県にあるところなのですけれども、ここでは500円、それから神奈川県箱根町でポーラ美術館が400円、東京都港区のサントリー美術館、ここは550円、いずれも俳優が録音しているところでございます。

それからDIC川村記念美術館、千葉県にありますけれどもここも500円、それから長野県的美ヶ原高原美術館は300円ということでここはちょっと安いようです。

それから箱根町の彫刻の森美術館、ここも500円ということでおおよそ500円前後なのかなということで、大体それに合わせて神田日勝記念美術館の音声ガイドも500円という形で妥当なのかなと考えております。

以上です。

○議長（吉田稔）

いいですか。

その他、8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

音声ガイド、500円取るという、私もあちこちの美術館とか特別展、足しげく通っています。確かに500円のところもありますが、特別展なんかは何百という展示物がございます。少なくとも100点以上は特別展とか特別公開展、ロシアとかいろんなところから持ってきた美術品があります。そういうところでも500円なんです。

鹿追の神田日勝記念美術館には何点あるか、展示数に対する原価を考えたのか。また子供たちがそれを借りるとき、入館料が200円で、子供が借りる場合500円取るのですか。子供は免除するとか、音声ガイドは何回も何回も聞けば、1回で終わるわけじゃなくて繰り返し聞けるものです。

私も東京とか上野とかいろんなところで借りています。山形美術館にも行きました。でも、入館料と同等かそれ以上を取っている記憶はありません。

これは、これでいいのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

今、おっしゃることもあるのかなと思うのですけれども、正直申しまして、うちの現場で言えば500円ぐらいというのがある程度いいのかなと思った次第なのですけれども、お子さんのという部分もあったかなと思います。例えば1組で借りて、それを使い回してもそれは1回500円ということでもございます。

それから、今回、減免の規定もございますので、その都度検討をしながら貸し出しを行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

もう一度お尋ねしますが、音声ガイド、有名な方が語られていると聞いておりますが、私も有名な俳優、タレント、石坂浩二さんとかいろんな声のいい方がいらっしゃいます。

このガイド機器は原価いくらなのですか。金額を教えてください。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

今回、音声ガイドの機器ですが10台で予算16万円を上げてございます。その他に今回の音声ガイドにかかった経費といたしまして、作成の委託料として55万円、それから録音をしたときのスタジオの使用料が8万3千円、等々で79万3千円ぐらいと考えております。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

今、東京駅のステーションギャラリーで特別展が今月いっぱいやっています。

そこではこういうガイドは出しているのですか。

もし使っているとすれば、神田日勝記念美術館ではないですから、ステーションギャラリーでやっているものだと思いますけれども、そこではいくらで出しているのですか。

そういう情報はつかんでいますか。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

聞いた話なのですけれども、今回、この吉沢亮さんの部分の音声ガイドについては、鹿追の神田日勝記念美術館ということで作ったわけなのですけれども、今回ステーションギャラリーでも、私の聞いている範囲ではホームページで流せるようにはなっているということ、それ以上のことは、私は調べてはいなかったのでもっと分からないのですけれども、以上でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 39 号 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 39 号、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 39 号は、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係する政令・省令が令和 2 年 3 月 31 日及び 4 月 30 日に公布され、それぞれ指定の日から施行されますことから関係する条例の一部を改正するもので、主な改正点は 5 点で、1 点目は、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置。

2 点目は、たばこ税で課税方式の見直し。

3 点目は、個人町民税関係。

4 点目は、法人町民税関係。

5 点目は、条文の整理であります。

内容について御説明をいたします。

第 1 条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 94 条は、たばこ税の課税標準の規定であり、軽量な葉巻たばこの課税方式を定め併せて文言を整理するものであります。

附則第 10 条は、読替規定であり、法改正に伴う文言の整理であります。

附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定であり、新たに、第 17 項を加えまして、生産性向上に資する対象資産に事業用に供する家屋及び構築物を加えるものであります。

附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定であり、環境性能割の税率を 1 %とする期限を 6 カ月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までとするものであります。

附則に次の 1 条を加えることといたしまして新たに、第 24 条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きを定めるものであります。

次に 13 ページ、第 2 条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正することといたしまして、第 24 条は、個人の町民税の非課税の範囲の規定であり、寡夫を対象から除きひとり親を対象に加えるものであります。

第 34 条の 2 は、所得控除の規定であり、対象にひとり親を追加するため文言の整理となるものであります。

第 36 条の 2 は、町民税の申告の規定であり、法改正に伴う文言の整理であります。

第 94 条は、たばこ税の課税標準の規定であり、軽量の葉巻たばこの課税を見直すものであります。

附則第 3 条の 2 は、延滞金の割合等の特例について、附則第 4 条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、附則第 10 条は、読替規定について、附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 項の条例で定める割合の規定であり、それぞれ法改正に伴う文言の整理であります。

附則第 17 条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定であり、低未利用土地等を譲渡した場合の特例を創設するものであります。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例の規定であり、法改正に伴う文言の整理となるものであります。

附則に次の 2 条を加えることといたしまして、第 25 条、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例、第 26 条、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を定め、チケットの払い戻しを受けない場合や新地の住宅に期限までに入居できない場合でも特別控除を受けられるというものでございます。

次に、14 ページ、第 3 条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正することといたしまして、第 19 条は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について、第 20 条は、年当たりの割合の基礎となる日数について、第 23 条は、町民税の納税義務者等の規定でありそれぞれ法改正に伴う文言の整理であります。

第 31 条は、均等割の税率について、15 ページ、第 50 条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きについてであり、16 ページ、第 52 条は、法人の町民税に係る納期限の

延長の場合の延滞金の規定であり、それぞれ国税における連結納税制度の見直しに伴う文言の整理であります。

14 ページ、第 48 条は、法人の町民税の申告納付についてであり、16 ページになりますが、附則第 3 条の 2 は、延滞金の割合等の特例についての規定であり、それぞれ法改正に伴う文言の整理となるものであります。

次に、16 ページの附則第 1 条は、施行期日についての規定であり、この条例は、公布の日から施行し、ただし各号に掲げる規定は、それぞれ定める日から施行するもので、第 2 条から第 6 条は、それぞれ経過措置についての規定であります。

以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 10 時 59 分

再開 11 時 10 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程14 議案第40号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程14、議案第40号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第40号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

北海道より市町村国保事業費納付金の通知があり、また令和2年度における国民健康保険加入者の所得が確定しましたので、これらを緩和し併せて国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴う課税限度額の改正を含めまして、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、過日答申を得ましたので所要の改正をいたたく提案するもので併せて新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が著しく困難となった方の保険料の減免が行えるよう特例規定を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は、課税額の規定であり、第2項中、基礎課税額の「61万円」を「63万円」に、第4項中、「16万円」を「17万円」にそれぞれ改め、第23条は、国民健康保険税の減額の規定であり、第1項中、基礎課税額「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に、同条第2号は5割軽減基準であり、被保険者1人当たりの基礎控除額「28万円」を「28万5千円」に、第3号は、2割軽減基準であり、同じく「51万円」を「52万円」にそれぞれ改めるものであります。

第27条は、国民健康保険税の減免の規定であり、第2項、第3項を加え、減免規定を整理するものであります。

附則第7項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、第8項は、

短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定であり、法改正に伴う文言の整理となるものであります。

附則に、新たに第19項、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例を加え、減免の期間を定めるものであります。

次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、ただし附則第7項及び第8項の改正規定については、令和3年1月1日から施行し、第2項は、第2条及び第23条は、令和2年4月1日から、第27条及び附則第19項は、令和2年2月1日から適用し、第3項は、適用区分の規定であります。

以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑。ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第41号 鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第41号、鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 41 号は、鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、住民票及び戸籍の附票の除票の交付の制度化とマイナンバーカードへの移行促進を図るため、個人番号の通知カードに係る手続きが廃止されることから、必要な改正を行うものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町手数料徴収条例の一部を次のように改正するといたしまして、別表、第 2 条関係は、手数料の種類と金額を規定したもので、25 の次に、25 の 2 といたしまして、「住民票の除票及び戸籍の附票の除票の交付、1 通につき 200 円」を加え、36 のうち「通知カードの再発行 1 枚につき 500 円」を削除するものであります。

次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第42号 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 16、議案第 42 号、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第42号は、鹿追町放課後児童健全条例の育成事業の設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に施行されまし
たことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように
改正するといたしまして、第10条は、職員の規定であり、放課後児童支援員の研修条件に
中核市の長が行う研修を加えるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものでありま
す。

以上、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第 43 号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程18 議案第 44 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 17、議案第 43 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

日程 18、議案第 44 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

以上 2 件については、関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 43 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 44 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括して御説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令及び内閣府令が、令和 2 年 4 月 1 日に施行され、様々な対応策の活用により引き続き保育の提供を受けることができる場合や保護者の疾患等により養育を受けることが困難な場合など連携施設等の確保の見直しが行われましたので、関係する条例の一部を改正するものがあります。

内容について御説明申し上げます。

議案第 43 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 6 条は、保育所等との連携の規定であり、第 4 項に第 1 号及び第 2 号を加え、第 1 項第 3 号の規定を適用しない条文を整理し、第 5 項は文言の整理となるものであります。

第 37 条は、居宅訪問型保育事業の規定であり、第 4 号は、保育を提供することができる条件を加えるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 44 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 42 条は、特定教育・保育施設等との連携の規定であり、第 4 項に第 1 号及び第 2 号を加え、第 1 項第 3 号の規定を適用しない条文を整理し、第 5 項は文言の整理となるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 43 号、第 44 号の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第45号 鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程19、議案第45号、鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 45 号は、鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策としまして、国内の感染拡大防止の観点から被用者が感染した場合や感染が疑われる場合に傷病手当金の支給ができるよう条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

第 1 条、鹿追町国民健康保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則の次に第 3 項から第 6 項を加え、傷病手当金の支給条件等を整備するものであります。

次に第 2 条、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 2 条は、町において行う事務の規定であり、第 8 号を第 9 号とし、新たに第 8 号としまして、広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付を加えるものであります。

次に、附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するもので、第 2 項は、鹿追町国民健康保険条例における傷病手当金の支給の適用期間を定めるものであります。

以上、鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第46号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程 20、議案第 46 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 46 号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。
提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第 1 号被保険者等に係る
保険料の減免が行えるよう特例規定を整理するため、条例の一部を改正するものでありま
す。

内容について御説明いたします。

鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第 6 条の次に、
第 7 条としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場
合等における保険料の減免の規定を加えるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則
第 7 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものであります。

以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

説明員の入れ替えを行います。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 21 議案第 47 号 令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（吉田稔）

日程 21、議案第 47 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 47 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 億 7183 万 9 千円を追加しまして、総額を 79 億 4015 万 5 千円とするものであります。

第2条は、債務負担行為であります。

補正予算の内容につきまして歳出、38ページより御説明申し上げます。

款項目、議会費の報酬で112万円、職員手当等で28万円、負担金で132万円のそれぞれ減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で86万8千円、職員手当等で24万9千円のそれぞれ減額。

支所費の旅費で、4万2千円の追加。

企画振興費の報酬で360万円、職員手当等で30万円のそれぞれ減額。

公害防災費の負担金で廃屋解体撤去事業補助金350万円の追加。

財政管理費の報酬で152万6千円、職員手当等で20万4千円のそれぞれ追加。

ジオパーク事業費の旅費で13万7千円、需用費、消耗品費で1万円、役務費で7千円のそれぞれ追加。

再エネ推進事業費、委託料で脱炭素型地域づくりモデル形成事業実現可能性調査で1万円の追加。

新型コロナ緊急経済対策事業費は財源内訳の補正であります。

項目、監査委員費の報酬で7万9千円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金で393万8千円の減額。

心身障がい者特別対策費の報償費で4万円、役務費で3万8千円、委託料で43万2千円のそれぞれ追加。

北海道医療給付事業費の報酬で174万円、職員手当等で39万円のそれぞれ減額。

在宅福祉費の負担金で社会福祉協議会活動補助金180万1千円、繰出金で介護保険特別会計へ7万4千円のそれぞれ追加。

児童福祉費、児童福祉施設費の旅費で7万8千円の追加。

こども園費、備品購入費で12万6千円、扶助費で44万4千円のそれぞれ追加。

衛生費、保健衛生費、予防費の需用費、消耗品費で3万2千円、役務費で18万1千円、負担金で8万円のそれぞれ追加。

保健指導費、需用費、消耗品で18万円、償還金で1万5千円のそれぞれ追加。

清掃費、清掃総務費の報酬で225万4千円、職員手当等で48万8千円のそれぞれ減額。

旅費で14万2千円、需用費、修繕料で22万円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、農業振興費、報酬で34万9千円、旅費で7万1千円、負担金で畑作構造転換事業補助金7610万1千円のそれぞれ追加。

畜産業費、負担金で19万3千円の追加。

農業用水事業費、旅費で7万1千円の追加。

款項、商工費、商工業振興費、観光費は財源内訳の補正であります。

陶芸センター費、役務費で10万8千円の追加。

魚族資源保護対策費、需要費、消耗品費、修繕料合計で271万8千円、委託料で22万円、原材料費で8万5千円のそれぞれ追加。

土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費の工事請負費で合計3095万円、原材料費で107万円、公有財産購入費で19万1千円のそれぞれ追加。

住宅費、住宅管理費の報酬で181万7千円、職員手当等で45万5千円のそれぞれ減額。

教育費、教育総務費、事務局費の報酬で181万7千円、職員手当等で48万6千円のそれぞれ減額。

教育振興費で、高校寄宿舎Wi-Fi環境整備及び町内全小中学校でのGIGAスクール構想によりタブレット更新等で役務費で54万1千円、委託料で728万5千円、備品購入費で合計4947万9千円のそれぞれ追加。

共同調理場費、報酬で120万円、職員手当等40万円のそれぞれ減額、旅費で11万3万円の追加。

自然体験留学事業費の旅費で8万円の追加。

小学校費、学校管理費の旅費で16万8千円の追加。

備品購入費で628万5千円の減額。

中学校費、学校管理費の需用費、修繕料で鹿追中学校施設修繕で310万円の追加。

社会教育費、神田日勝記念美術館費の報酬で174万円、職員手当等で42万7千円のそれぞれ減額、備品購入費で16万円の追加。

青少年活動推進費、報酬で174万円、職員手当等で46万8千円のそれぞれ減額。

諸支出金、項目、基金費の積立金で地域福祉基金積立金に昨年度中に町内中瓜幕の大村ノブ子様から10万円の御寄附がありましたが予算化することができなかつたため、一般財源より10万円と補正分の5万円の合計15万円、環境保全センター基金利子等積立金で令和元年度決算剰余額が確定しましたことから1278万8千円のそれぞれ追加であります。

次に歳入、35ページから御説明します。

款項目、地方交付税の地方交付税で1611万1千円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で5050万円の追加。

民生費国庫補助金、児童福祉費補助金で22万2千円の追加。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金で10万7千円の追加。

教育費国庫補助金、教育総務費補助金で合計1570万5千円の追加。

道支出金、道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で11万1千円の追加。

農林費道補助金、農業費補助金で7610万1千円の追加。

款項、寄附金、民生費寄附金の児童福祉費寄附金で町内東町の未来クリエイト、代表、井馬隆光様から児童福祉のため5万円の追加。

繰入金、基金繰入金、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で3500万円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で合計1015万4千円の追加であります。

次に32ページ、第2表、債務負担行為について御説申し上げます。

事項は、戸籍管理システム更新事業であり、期間を令和3年度から令和6年度とし、限度額を1014万3千円以内とするものであります。

以上、一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

この案件は2分割して質疑を行います。

はじめに、歳入全般と歳出、款1、議会費から款4、衛生費までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

歳出、総務費、総務管理費、再生エネルギー推進事業費についてお伺いします。

脱炭素型地域づくりモデル形成事業実現可能性調査業務委託料についてお伺いします。

産業厚生常任委員会でも1000万円、国から来て、それを1000万円で外部に委託する事業ですけれども、この事業について町民はどのように関わるのかということと、いつ完了する事業なのかでお願いします。

○議長（吉田稔）

企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

お答えさせていただきます。

今回、この事業、環境省の補助金を活用しまして、補助の実施団体としまして事業を実施するものであります。100%の補助事業となっております。

町民がどのように関わるかということですが、まだ採択は受けていませんが、採択を受けましたら年間3回程度検討会を実施する予定であります。その他にも個人の町民が入られるかどうか分かりませんが、検討会の中に団体等を含めて町民にも参加していただく予定です。

それから期間は、令和2年度いっぱいが期間でございます。

それからもう1点、町民が関わることといたしまして、アンケート調査を町民に対して行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

先日の全員協議会の中で農業振興課の地域スマートソサエティ構想の説明を受けました。脱炭素型地域づくりモデル形成事業実現可能性調査業務ということと、もう1つの鹿追町地域スマートソサエティ構想、これ2つ説明を受けたんですけども、何が一番どう違うのか御説明いただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

まず農業振興課のほうで説明いたしました地域スマートソサエティ構想でございますが、農業振興課を中心にバイオガスの有効活用等について鹿島建設と今後協定等を結んで取り組んでいくものでございます。

それから前段の脱炭素型地域づくりモデル形成事業でございますが、昨年度の検証等を踏まえまして、昨年度、地域資源循環共生圏のモデルに本町が選定されたことから、その中で様々な課題が取り上げられた中で、一番は公共交通、昨年、7期の総合計画を策定した際にも町民のニーズの中にあつた公共交通のネットワークの整備等、それからそれを活用するのに再生可能エネルギーを有効活用しながらやっていきたいというものでござい

して、大きくは農業振興課のほうについては、バイオガスの有効活用について取り組むものであり、私たちのほうについては公共交通のネットワークの構築等が大きなものでありますので、そこの辺が大きな違いかと思えます。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

地域スマートソサエティ構想についてはバイオガスを中心としたということで、脱炭素型地域づくりモデル形成事業のほうは公共交通のネットワークが中心となるというお話でしたけれども、説明を受けた中では地域スマートソサエティ構想のほうも弱者の公共交通のシステムの改善なども入って入っていて、どうしても同時期に似たような計画を別のところで進めているように感じられるんです。

なので、この2つの計画はどのように相互に関係し合ってお互い話し合って進めていくのかというところはどうか。

○議長（吉田稔）

草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

全員協議会の中でも城石主幹のほうから説明があったとおり、企画財政課と農業振興課と緊密に連携を取りながら、こちらはまだ採択になるか分からないのですが、採択になった暁には再生可能エネルギー、バイオガスと今やっている自営線等も合わせた形でうまく公共交通のほうに利用できないかについて検討させていただきますので、しっかりと連携を取りながらさせていただきます。

○議長（吉田稔）

その他、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

39ページ、鹿追町廃屋解体撤去事業、350万円という予算が今回補正されましたけれども、現状、年度が明けてからどのような状況の中で今年、これは上限50万円が最大なので、7件分の助成金予算というふうになりますけれども、その辺の内容を御説明をお願いします。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

御説明いたします。

現在、廃屋解体の助成金につきましては、申請になっているもの、既に交付決定しているもの、相談を受けているものを含めて11件ございます。住宅や付属する倉庫のようなものを含めていろいろありますけれども、交付申請といたしましては、50万円のものが見込みを含めて2件、あとは20万円とか、30万円など満度に満たないものがございます。

今回、補正を上げさせていただいた金額についても、この11件の中で既にどのような物件なのかというようなものを確認できるものが8件ございまして、大まかな見積もりというか補助の額も出せるものがほとんどでしたのでそれに沿って350万円ということを挙げさせていただいたところでございます。特に補助の内容を変えたことによっていろいろ利用したいという方がたくさんいらっしゃる興味を持っていただいています。なるべく多くの方にこれを利用していただきたいということで今回補正をさせていただきました。お願いいたします。

○議長（吉田稔）

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

今年度から新たな内容で支援するというので今お聞きして11件と今まであまり聞いたことのないような数字で、希望があるということでぜひ町の美化を進めるために頑張っていたきたい。

終わります。

○議長（吉田稔）

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

ここで説明員の交代を行うため、暫時休憩としますけれどもお昼を挟みますので、午後1時まで休憩といたします。

休憩 12時58分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 21、議案第 47 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算の続きを行いたいと思います。

歳出、款 5、農林費から款 11 の諸支出金までの質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、畑久雄議員。

○ 3 番（畑久雄）

44 ページの G I G A スクール構想ということで書いてありますけれども、総務文教常任委員会でもお伺いしているんですけれども、これは 2020 年度に前倒しだという役所からの通達でしょうけれども、現在の鹿追町内の学校にはどれだけ不足しているか。

この新しい構想は何年度からできるのか。

またそれをお手伝いする先生方は大丈夫なのか。

それから、そういう通信網がまだ鹿追町内あまり発達していないところもあるが、全体を網羅していないということからそれはいつ頃になるのか、それがあって初めてこういった G I G A スクール構想というのができると思うんですけれどもその辺についてお尋ねします。

○ 議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○ 学校教育課長（宇井直樹）

ただいまの G I G A スクール構想についての御質問にお答えします。

いつからということですが、これは 2020 年度中の配備を考えています。

教員についてですが、こちらについても今までは学校の中で使用するということを前提に研修を行ってきましたが、今後は家庭との遠隔学習も含めて可能になるように研修等を進めていきたいと考えています。

さらに町内の通信網に関してですが、G I G A スクール構想もいろいろな形があります。

必ずオンライン上でリアルタイムで動画を双方向でということになれば、通信網はかなり高速のものでなければなりません、それ以外の方法では、例えばいろいろな資料を配付して家庭でやってきて学校へ持って来るということであれば低速な回線網でもできますので、当面は低速な回線網に対応できるような形で考えていきたいと思っています。

高速の通信網を全町というのは別の話で整備を考えているということですのでお願いいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

町内全域の高速通信網、光ファイバーということになろうかと思えますけれども、御存じのように鹿追市街、瓜幕市街、そして地域の各学校までは光回線が接続されています。

国の方針、今回、新型コロナウイルス関連のこともありまして、こういう状況下にあつて、家庭でのオンライン事業だとかそういうことも今後だんだん必要になってくるということで、この光ファイバーの整備についてまた日を改めて具体的に御相談させていただきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

いずれにしても早期に実現するように考えています。

○議長（吉田稔）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

非常にすばらしい構想でございますけれども、ただ思うに先生方の努力も必要でしょうけれども、今までいろんなことで鹿追高校がオンラインでやっているということを知ったのですけれども、どの程度、そしてどのようなマイナスがあるのか、プラスがあるのかお尋ねしたいのですけれども。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

鹿追高校のオンライン学習については、今年度臨時休校期間中に、基本的には家庭をつなぐ遠隔学習の方法を鹿追町が鹿追高校の振興策の一環として整備したWi-Fi網を使って行なっています。

そちらについては特にマイナスというものはなくて、全ての生徒たちにWi-Fiを通じて学習資料を提供し、それを家庭の中で学習を行うと、高速回線を使っている子供たちについては、双方向のビデオ通信をもって先生とのやり取りができるというふうになっています。

マイナスがあるとすれば先ほどお話にあったように、やはりまだ家庭に高速通信網の整備が無い家庭については、当日、学校に来ていただく等の対応をしましたが、あまねく全戸が通信網を整備されるまでは全てのところに自由にオンライン学習というのは難しいと

思っているところです。

○議長（吉田稔）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

すばらしい構想ですけれども、ただ2020年度中にということですから、全国的にも皆、学校が各町村や自治体が注文されて機材不足だということ聞いておるのですけれども、例えば鹿追でこれからやるとしても、非常に出発点が遅くなる、そういうことも考えられると思うのです。そういう点でも2021年度にできればいいのしょうけれども、果たしてその辺の見通しはどうかなのでしょう。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

ただいま御質問いただいたとおり、情報通信機器は今、全国一斉に機械の発注を行なっているということで、十分に早い時期に確保できるというのはちょっと難しい状況にあります。

現在、文部科学省にも問い合わせをしていますが、やはり早い時期の納入というのはかなり難しいと言われておりますので、幸いにも鹿追町には機械は古いのですけれども、既に整備されていた機械がありますので、納品されるまでの間はそちらも上手に使いながらつないでいこうと考えています。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

関連であります。

今、課長説明していただいて近い将来、家庭とオンラインの学習を進めたいということで説明いただきましたけれども、鹿追は以前から早くからこの事業に関しては取り組んできているので、今最後に説明ありました既存のものでも進めていける部分はやってきているということですが、現段階で家庭における家庭学習、このオンラインでの家庭学習に対応できない子供たちが実際のところ調査してどれぐらいいるかということが把握しておられるのか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

今、各学校に調べていただきまして、家庭数については約370戸のうち、Wi-Fi環境の無い家庭については約40戸というふうに聞いております。

今、現在40戸につきましては、学校のほうから機材を貸し出す、そこにはWi-Fi環境がないのでデータを入れた形でお渡しして、子供たちが学習して、それを持って来たときにまた違うものをお渡しするというような形で進めているところです。

以上です。

○議長（吉田稔）

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

鹿追はそうするとこのオンラインの学習ができるような状況になれば、平等に子供が家庭で学習できるということを整えていく、今お話あったあるもので対応している部分もありますけれども、それは当然、どの子供にも小学校の低学年も含めて対応できるということによろしいですね。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

基本につきましては学校で使用するプラス今回の臨時休校を受けて各家庭とも遠隔でつながるオンラインというところを前提として進めていきますので、今、台蔵議員からお話をいただいたように全ての家庭でも使えるような体制を目指して構築していくつもりでございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

私も引き続き関連で質問させていただきます。

GIGAスクール構想についてですけれども、鹿追町は先ほどもお話ありましたとおり平成28年から鹿追町ICT教育関係整備計画として5カ年の計画をもって小・中・高校に

タブレット等の配備を行なってきました。その計画にのっとって小学校4年生以上及び教員にウィンドウズのタブレットを配備という計画で200台から300台あるかと思うのですが、今何台くらいあるかということと、この新しいアイパッドが納入されてくれば、その200台から300台の機器はどうするのかということ。

今まではマイクロソフト社のウィンドウズのものだったのですが、今度はアップル社ということに変更となっていますが、どういう経緯でどういうメリットがあったのかということ。

あと保険はどうする御予定かということ。小学1年生から1人1台配備ということで、今後学校外へ持ち出して家庭でもということでしたので、教員、大人も壊すことはありますし、小学1年生からの子供に持ち歩きをさせるというのは故障することはほぼ確実だと思います。その辺りの保証、保険はどのようにされるのかお伺いします。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

まず既に整備された台数ですが平成27年度から整備を始めまして、現在のところ小学校4年生以上で400台を保有しています。こちらについては今後については既に平成27年度から整備したものについては、もう性能それからバッテリーが不足しているということで今使うのは難しい現状です。

最終年度の平成29年度に整備したものについては、まだ若干バッテリーもありますのでこちらについてはいろいろな形で有効な活用方法を考えているところです。

2点目のウィンドウズというオペレーティングシステムから今度アイパッドというアップル社製のオペレーティングシステムに変えることについては、私もいろいろとこういう機械を使う機会が多いですが、やはり小学校1年生から直感的に一番使いやすいという記載についてはアップル社製のアイパッド、オペレーションシステムが一番使いやすいということで、こちらについてはいろいろな考えがあって、文部科学省のほうでは3つ、ウィンドウズというオペレーションシステム、それからグーグル社のオペレーションシステム、アップル社のアイパッドのオペレーションシステムを標準的なオペレーションシステムとして紹介されていますが、やはり直感的に低学年から使いやすいというのはアップル社製のアイパッドのオペレーションシステムではないかということで私たちは選定をしたところです。

それから最後に保険の関係ですが、今回の積算の中では保険料というのは実は計上はしておりません。保険というのは機械の保険、かなり高額になります。我々も保険料の掛金と実際に壊れた場合の修繕費、今、算定をしているところですがなかなか掛金の低い保険というのが見当たらないということで、今のところは修繕のほうが現実的なのかなと考えをしております。

ただ山口議員からも委員会等でも御指摘があつて、掛ける台数を少なく設定する、例えば低学年だけ掛けるというような保険があるかどうか調べているところです。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

今後配備するタブレット、パソコン、1台当たり8万円弱です。

これを家に持ち帰ってきて子供が使うということは、大人も保護者にとってもこれ壊さないかなという心配もあるかと思ひますし、先生方もやはり学校外に持ち出しとなると、そういう8万円のものを借りて壊したらどうしようというのは心配だと思ひます。

もう1つ、8万円のパソコンを子供が持ち歩くということは、防犯の面でもちょっと心配だなと思ひていまして、小学1年生が8万円のパソコンをランドセルに入れているということを、なかなかそうすぐ犯罪になるということも考えにくいですが、そういう可能性もあるので子供から窃盗にあつたり、犯罪者にとっては子供が実際パソコンをランドセルに入れているか入っていないかは関係なく襲ってくると思うので、そういう点でもちょっと危ないなと思うので、もし子供が家に持って帰るとか、今後学校外に持ち出すことが前提に計画をされていますけれども、そういう点についてもお考えいただきたいなと思ひます。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

生徒・児童の持ち帰りについては、文部科学省のほうでは小学校1年生から1人1台という前提で進めていますので、我々も同様の構想をしているところです。実際に子供たちが、小学校1年生の子供が各家庭に持ち帰って、これを家庭学習で使うというのは相当なトレーニングが必要かと思ひていますので、現在は基本的には学校で使う、ただし長期の休みであつたり今後同様な臨時休校が行われたときのために週に何度かでも月に何度かで

も持ち帰りを行ないながらトレーニングをしていくということは考えています。

今、山口議員が言われた持ち帰りの際の防犯という視点はちょっと私にもなかったもの
ですから、これについては私たちのほうでももう少し検討してみたいと思います。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の交代を行うため、暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程22 議案第48号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉田稔）

日程22、議案第48号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 48 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 142 万 2 千円を減額しまして、総額を 7 億 9297 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出、53 ページから御説明いたします。

保険給付費、項目、傷病手当金の負担金で 55 万 6 千円の追加。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分の負担金で 19 万 5 千円の減額。

後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金で 100 万 1 千円の減額。

項目、介護納付金分の負担金で 78 万 3 千円の減額。

款項目、財政安定化基金拠出金の負担金で 1 千円の追加であります。

次に歳入、前ページより御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 247 万円、後期高齢者支援金分現年課税分で 1 万 1 千円のそれぞれ追加。

介護納付金分現年課税分で 52 万 1 千円の減額。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で 55 万 6 千円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 393 万 8 千円の減額であります。

以上、鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 23 議案第 49 号 令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第 1 号) について

○議長（吉田稔）

日程 23、議案第 49 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 49 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）となる
ものです。

第 1 条、令和 2 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定
めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算、第 2 条に定めます業務の予定量の補
正であり、（5）建設改良事業、1 有形固定資産購入費に 14 万 2 千円を追加して、1959 万
2 千円に改め、2 施設整備費 82 万円を加える。

第 3 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、支出につきまして
第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費に 96 万 2 千円を追加し、補正後の額を 6346 万
3 千円とし、資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘
定留保資金で補てんするとして、不足額 1670 万円に 96 万 2 千円を追加しまして、1766 万
2 千円とするものであります。

次に、補正予算内容につきまして、次ページから御説明いたします。

資本的収入及び支出の支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費でパソコン購入に14万2千円、施設整備費、医師住宅物置設置工事外で82万円のそれぞれ追加となるものであります。

以上、令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程24 議案第50号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（吉田稔）

日程24、議案第50号、令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 50 号は、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)となるものです。

令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 80 万 1 千円を追加しまして、総額を 5 億 964 万 2 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、64 ページより御説明いたします。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の委託料で 77 万 1 千円の追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、第 1 号被保険者保険料還付金の償還金で過年度分還付金 3 万円の追加となるものであります。

歳入、62 ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 11 万 9 千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援以外)の現年度分で 14 万 9 千円の追加。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援以外)の現年度分で 7 万 4 千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活以外)の現年度分で 7 万 4 千円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で 38 万 5 千円の追加であります。

以上、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田稔)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 25 議案第 51 号 鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 25、議案第 51 号、鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約についてを議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 51 号は、鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を
求めるといたしまして、契約の目的は、鹿追町学童保育所新築建築主体工事であります。

契約方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は、萩原・窪田経常建設共同企業体、
株式会社三井組、株式会社ナリタック、有限会社菊池組、宮坂建設工業株式会社、株式会
社ネクサス、株式会社千葉組、以上 7 社を指名し、6 月 10 日に入札をいたしました結果、
入札金額を 8470 万円といたします萩原・窪田経常建設共同企業体、代表者、帯広市東 7 条
南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利氏が最低入札者とな
りましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 97.9%であります。

以上、鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

6 番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

学童保育所の主体工事ということでございますけれども、5千万円以上ということで議決を必要ということなんですけれども、併せて関連の設備なり入札が行われているかと思っておりますけれども、そこら辺についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

その他の設備の関係の入札でございますが、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっと準備をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田稔）

その他、質疑ありませんか。

質疑なければ暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

学童保育所の関係、お答えさせていただきます。

工事については、建設主体工事以外に2つ付帯する工事がございます、1つは機械設備工事については、7月8日に入札をする予定で進めているところでございます。

もう1つ、電気設備工事でございますが、こちらについては6月10日に4社で入札を行いまして、落札額が957万円で鹿追町の菅原電気と契約をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員、よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 26 議案第 52 号 鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 26、議案第 52 号、鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 52 号は、鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、鹿追小学校バリアフリー化改修工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は株式会社三井組、株式会社ナリタック、有限会社菊池組、窪田建設工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、萩原建設工業株式会社、株式会社ネクサス、株式会社千葉組、以上 8 社を指名し、6 月 10 日に入札しました結果、入札金額を 6600 万円といたします、帯広市東 7 条南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原利一氏が最低入札者となりましたので現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 98.0%であります。

以上、鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 27 同意第 1 号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉田稔）

日程 27、同意第 1 号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 1 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第

3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者につきましては、住所、XXXXXXXXXX。

氏名、小林みどり氏であります。

小林みどり氏の略歴についてはお配りしたとおりであります。

こちらに記載がありますとおり、平成26年6月からこの鹿追町固定資産評価審査委員会の委員をお努めいただき、現在2期目であります。

この6月29日で任期満了となりますことから、引き続き鹿追町固定資産評価審査委員として就任をいただきたいと思いますので、御審議の上、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程 28

議員の派遣について

○議長（吉田稔）

日程 28、議員の派遣についてを議題とします。

西部十勝4町議会正副議長会議参加等のため、会議規則第127条の規定によりお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員の派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

議員の派遣については原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 13時57分

令和2年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 令和2年 6月 24日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 常任委員会代表質問

総務文教常任委員会委員長 畑 久 雄

日程 2 一般質問

1番 清 水 浩 徳 議員

8番 狩 野 正 雄 議員

4番 台 蔵 征 一 議員

2番 山 口 優 子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員 (11名)

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員 (なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
町民課長	平山宏照
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	檜山敏行
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
瓜幕支所長	東原孝博

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	渡邊恒義
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和2年 6月 24日(水曜日) 午前10時00分 開議

○議長(吉田稔)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1

常任委員会代表質問

○議長(吉田稔)

日程1、常任委員会代表質問を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

総務文教常任委員会、畑久雄委員長。

○3番(畑久雄)

通告に従いまして一般質問させていただきます。

なお今日は、総務文教常任委員会の代表質問ということで、委員長、畑久雄が質問いたします。

標題、鹿追高等学校への進学に係る今後の対策について。

町長に御意見をいただきます。

要旨、令和2年度鹿追高校への進学者は定員80人のところ28人で、うち町内中学校卒業者は21人、町外者は7人と進学者全体、そして地元からの進学者も最少と過去に例のない厳しい結果となりました。

文部科学省の研究開発学校指定制度が導入された平成15年度から昨年度まで地元中学校からは平均68.8%が進学し、2クラスを維持してまいりました。

今年度は、地元からは40%となり、1クラスとなってしまいました。

これまで鹿追町は、教育を施策の中心におき、幼小中高一貫教育を推進し、高校1年生全員のカナダ短期留学、また各種就学助成等、鹿追高校を活性化させていくための幅広い支援策を講じてきたところであります。鹿追高校の先生方の熱心な指導もあり、郡部の高校としては多くの国公立大学合格者を輩出する等、進学校として着実にその成果を上げてきたところであります。

鹿追高校への今年度の進学状況を踏まえ、町長の今後の教育について以下4点について伺います。

1、地元の中学校から鹿追高校へ進学してもらうために、昨年度どのような取組を行なってきたのでしょうか。

2、令和2年度の鹿追高校進学者の結果分析、検証は。

3、令和3年度の鹿追高校への進学者を増加させていくための具体的な行動計画は。

4、町、教育委員会、議会、PTA、住民等による鹿追高校を存続するための対策会議を早急に設置し、その対応に当たる必要があるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

総務文教常任委員会、畑委員長から「鹿追高等学校への進学に係る今後の対策について」と題して、御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

本年度の鹿追高校への入学者については、御指摘のとおり過去最低の入学者数となり、本年度の1学年は1学級により学習活動を行なっているという状況であります。また、これまでの幼小中高一貫教育をはじめとした教育活動の成果や、鹿追高校から国公立大学への進学実績につきましては評価をいただいたとおりの素晴らしい成果であり、わが町の最高学府として誇るべき高校であると私も認識しているところであります。

しかし、残念ながら近年は鹿追高校への入学者が徐々に減少を続けてきました。

この状況について4点について御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の「鹿追高校進学のための昨年度の取組」についてでございますが、まず対象である町内中学生の生徒本人には、中高の交流授業を中心に鹿追高校での授業体験などを通じて、地元の高校への理解と進学への機運の醸成を図ると同時に、鹿追高校の情報を積極的に学校だよりなどにおいて広報を行い生徒と保護者への理解を深めてきました。

また、進路選択において重要な機会となる学校説明会では、鹿追高校の教員だけではなく現役の高校生も参加し、鹿追高校の魅力を伝えるなどこれまでにない方法でPRも行なっており、高校協力会で製作するパンフレットやポスターのデザインや構成も一新して生徒への訴求力を高め、鹿追高校ではフェイスブックページを開設するなどして広報活動にも力を入れてきたところであります。

また、毎月行う町内全ての学校長が集まる校長会議においても進路希望状況を確認しながら、鹿追高校への進学について一体的に取り組んできたところであります。

2点目の「令和2年度の結果分析と検証」についてであります。まず町内からの進学

率が低くなってしまった一番の要因は、普通科への希望者において帯広市内の進学校への進路選択が多かったことであり、また、部活動などの課外活動においても鹿追高校で希望の部活動ができないなどの理由もその要因と考えております。

鹿追高校は、国公立大学への進学をはじめ生徒個々の希望を十分に叶えるだけの進路実績を有しており、修学資金の貸し付けなど手厚い振興策や15年以上にわたって取り組んできた幼小中高一貫教育の成果がありますが、十分に生徒や保護者の方々に伝えることができていなかったことが大きな要因とみて教育委員会には、このことに対する改善を強く求めているところでもあります。

3点目の「令和3年度の入学者対策」ですが、教育委員会において昨年度の結果を検証した上で対応策を講じており、対策としては3つあり、「事業支援」「制度の改善」「広報対策」、この3つを柱として作業を進めているところであります。

「事業支援」としては中高交流における、より効果的な学習プログラムとして生徒同士の交流授業に加えて教員の乗り入れ授業の再開や中学校教員による鹿追高校の授業支援、鹿高卒業生による中学校へのキャリア教育講師など、魅力的な学校づくりへの具体的な支援策を検討しています。

「制度改革」では、一貫教育と学校運営協議会との関係を整理して目標を明確にすることで効果的な学校運営を図ることや、受験がないことによる保護者や生徒の不安を解消するための「中高接続」の方策も合わせて検討しているところであります。

「広報対策」については、町内での家庭訪問を再開するほか、十勝管内の中学校訪問の強化、さらに鹿追高校でオンラインを活用した新たな学校説明会の模索など全方向での広報活動を強化することを計画しています。

4点目の「鹿追高校存続のための対策会議」についてですが、現在は学校関係者とPTA、鹿追高校OBなどによる高校協力会と看護科等誘致期成会の2つの団体で鹿追高校の支援を行なっているところであります。

御提案をいただいた対策会議の設置ではありますが、学校現場は今後の新型コロナウイルス感染症第3波、第4波に備えて余裕の無い状況にもあります。

また同時に対策を行う教育委員会も、対面での活動もなかなか難しい状況の中で鹿追高校の進学者対策と新型コロナウイルス対策を行うという厳しい状況に置かれております。

対応策も多岐にわたる中で、まずは3点目で申し上げた取組を現状の組織体制の中で一生懸命実行していきたいと考えております。

もちろん、御提案をいただいた新たな組織により町民の機運を高めることはとても重要なことではありますが、効果的な高校支援には目標を明確化した組織体制の整理も合わせて行う必要があります、今後速やかにいろんな角度から進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

畑委員長。

○3番（畑久雄）

では、1点目について御質問させていただきます。

我々のこの情報を知ったのは昨年12月です。

町長はいつ頃知りましたか、この状況を。まずそれをお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私が相当厳しい状況にあると教育委員会から話を聞いたのは確か昨年11月ごろだったと記憶をしております。

○議長（吉田稔）

畑委員長。

○3番（畑久雄）

非常に情報が遅いといいますか、そういう状況になっているというのが非常に問題の一つだと思います。

毎月、校長会議が行われていてその報告があるかないか分かりませんが、いずれにしてもそういう状況になってきていることをやはり我々も知るのが12月になりました。そんなことで情報を早く流すということも、情報を共有することも大事だと思いますので、その点をもっといい方向に改めていただきたいと思います。

それから2点目の結果分析と検証ということではありますが、生徒それぞれいろんな希望もあります。しかしこの鹿追中学、瓜幕中学で教育を受けている、そういったことから鹿追高校は最高学府でありますので非常に我々町としても非常に多くの応援をしております。また研究開発校に指定されての一貫教育、これも15年間、しかし現在も指定は終わりましたけれども進行しております。そういった鹿追町の教育に対する熱心さ、そういったもの

が何か表に出ないというのか、あまり知らされていないというのか、そういった面が非常に少なく感じると思いますので、その点についての町長の答弁では、あまりいい答弁ではなかったと思うのですけれども、これについての町長のお考えどうですか。

○議長（吉田稔）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

お答えをします。

平成15年からの、15年間の研究開発、例のないぐらいにいろんな働きかけをして延長がされて、続けられてきた研究開発の指定、それが終わって何となくその指定が終わって、ちょっと一部では幼小中高一貫教育も終わったのではないかみたいなそういうふうに見える方もいたようにお伺いをしています。

先ほどの私も情報を聞いたのが遅かったのではないかということでありましたけれども、確かに私のほうでも本当だったら気にしてどうなんだということをいろんな場面で多分言っていればよかったのかなと今となって反省をしておりますけれども、やはりその辺の危機感というか持ち方がやはり十分でなかったなと今更ながら反省をしているところであります。

いろいろお答えをしていきましたけれども、基本はやはり地元の子供たち、6割、7割は地元の高校に行っていただけという形の、もちろん一番の基本は選んでもらえるような魅力ある学校にしていく、そしてそれを維持していくというのが一番大事なことだと思っています。

その後、子供たちの数というのは将来的に大体分かっていますから、それに加えて地元の子供たちだけでなく、町外からも一定数以上の人たちが来てもらわないと2クラスというのは、これから将来的に維持をしていかなければなりませんので、当然優先順位はもちろんありますけれども、それらを合わせて効果的に今後、本当にここ1～2年が正念場だと思っておりますので、しっかり進めていきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

畑委員長。

○3番（畑久雄）

それでは、6月2日に北海道教育委員会が発表しました、公立高校配置計画案によりますと、今年度40人以上の欠員が生じた高校については、令和3年度の募集数を維持するか

9月に公表されるとの報道がありました。

非常に鹿追高校としては危惧していかなければならない状況下にあります。

そういった状況の中で今まで携わってきました看護関係の期成会があります。これについての今後の進め方、それと同時にこういった状況下にある鹿追高校の在り方等非常に重要な問題ですので、また時間もありません。そういった中で提案しております関係者等の連携を深めるための協議会なるものを作り上げて、町民と共に歩むような姿をどんどん見せていかなければならないだろうと私は思います。

そういうことを考えておりますけれどもいかががお考えですか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

看護科等の誘致期成会との関係、それから9月に来年度のという話もございます。

9月にどのような形になっていくのか、その辺の状況、それから来年度の本町の高校への希望者の状況というのも少しずつ状況が分かってくる時期にも当然なってきます。

期成会の目的は御存じのと通りの組織でございますので、その期成会との関係等いろいろそのままというわけにももちろんいきませんし、また新たにということになりますとなかなか似通ったおそらくメンバー的にもそういう組織になろうかと思っておりますので、そのんびりしてられる問題でもありませんので、いろいろその辺の関係をしっかり中身等を検討してどういった形で進んでいくのがいいのか、早急に検討してまいりたいと思っています。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

教育の関係でございますので、私から、先ほど畑議員のほうからお話がありました6月2日の公立高校の配置計画の関係、9月に北海道教育委員会で正式に来年度の学級数を発表するということが新聞報道がなされておりましたけれども、その状況について若干、私からお話を申し上げたいと思っています。

まず先ほど御質問がありました情報の遅さと申しませうか、町長のほうから答弁をさせていただきますけれども、教育委員会として毎月、校長会を開催しながら情報を共有しながらやっておりましたけれども、今年度につきましては本当に私も責任の一端を感じておりますけれども、ここ数十年、十何年来、50人、60人、80人近い入学者を送って

たということで、一種の安心感というかそういう甘えがあったなという形で、毎月の校長会もやりながら、十分そこの辺の話がされていなかったというのが一つ大きな今回の原因なのかなと思っていますので、ここら辺はしっかりやっていきたいと思っています。

それで来年度の鹿追高校の学級数の募集の関係でございますけれど、今現在、北海道教育委員会から今年度の募集定員で1学級減になった自治体に対して、自治体として来年度どういう状況で高校の入学者を増やしていくのか、具体的な計画を出していただきたいということで調査が来ております。

その調査、それと来年度以降の中学生の卒業者の数、それから当該高校の来年度以降の取組の状況等々、総合的に勘案いたしましてこの9月に来年度の募集学級、それから募集定員を発表するというような状況でお聞きしております。

今回、1学級減になりまして教員が2名、講師が1名はがされております。

それから少人数学級というか少人数指導で加配の教員が3名おりまして、これも1学級減で減じるということでございましたけれども、先般、町長と私も北海道教育委員会教育長とお会いして、町長のほうからこの加配については何とか令和2年度は維持してほしいということで要請をいたしまして、この加配の教員についてははがされておられませんけれども、間口減になりました教員と講師3名につきましては、今現在減じられるということで、何とか令和3年度については2クラス維持をしていかなければならないということで、先ほど町長が答弁しました3点について、教育委員会もしっかり対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

今までの検証、またこれからの考え方等いろいろ述べられておりますけれども、例えば3点目で申し上げました入学者対策の中で事業支援だとか制度改革、これはいつから始められるのでしょうか。もちろん今年度でしょうけれども早い時期も進めておられるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

今、3点目の入学者対策の関係でお話がありましたけれど、現在教育委員会、それから

校長会を中心にいたしまして、今現在あります学校運営協議会、俗称「CS」「コミュニティ・スクール」を立ち上げておりますけれども、平成30年に立ち上げさせていただきましたけれどもなかなか実態にそぐわないということで、今、このCSの再編成をしております。新たに8部会、8委員会を作つてはどうかという形で考えております。その中に一貫教育委員会ということで、今御質問にありました高校の間口の問題も含めまして、それから教員の働き方改革、ICT関係等々、8部会、委員会を設けていこうということで、今現在、明日、教育委員会がございまして、まずCSの規則の改正を明日の教育委員会におかけをいたしまして、実態に合ったCSを再構築していきたいと考えておりますし、高校協力会によりますと、先ほどの答弁の中にお話ししました新しいパンフレット、今作成中でございますので、これができ次第、近隣の中学校に協力会の役員の方が教員と一緒に邪魔いたしまして、さらに鹿追高校の魅力のための勧誘活動をしていくことと、それから過去数年実施をしておりました中学校卒業予定者の保護者宅への訪問というのも何年かぶりに再開をいたしまして、三者面談前に実施をしてぜひとも鹿追高校の魅力ある高校への入学への勧誘ということで、既に取り組んでいる取組もありますけれども、今後取り組んでいく取組も検討していきたいと考えております。

○議長（吉田稔）

畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

教育長述べられた様々な計画、良き方向に早急に進めていただきたいと思います。

もう一つお尋ねしたいのですが、広報対策、非常に鹿追高校にはいろいろ他校にない良い面がたくさんあります。そういったことのPR、町民にすれば毎月送られる町からの関係、またPTAに対する学校からの通知だとかそういった面で鹿追高校の良さをもっと町民に知らせる工夫というのをしたらどうでしょうか。

今までどおりじゃなくてもっと先に進んだ紙面によるものもよろしいし、ぜひそういった方向でぜひ考えていただきたいと思うのですが、その点ひとつ御回答いただければ。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

ありがとうございます。

先ほどもお話申し上げました、やはり高校の魅力ある支援のため、何といたっても今回本

当に入学者が少なかったというのがやはり高校の魅力化、すばらしい高校の取組をしておりますけれども、やはりこの魅力が十分保護者それから生徒の皆さんに伝わっていなかったというのがやはり大きな要因の一つなのかなと思っておりますので、今、議員が言われました本当に広報活動の強化、「広報しかおい」にももちろん高校での活動の取組紹介、先ほど私のほうからお話ししました教育委員会、校長会または高校協力会がやっております取組もこの「広報しかおい」の誌面をいただきながらやっていきたいと思っておりますし、今、教育委員会でも一貫教育のウェブを立ち上げていこうということで適宜考えておりますので、本当に広報の弱い部分をしっかり現状をとらえて広報活動をしていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

新型コロナウイルスによる様々なことで先生方、あるいは職員の皆さん、我々もそうでしょうけれども本当に大変な時期であります。

そのような中でこの問題をもっと進めていかなければならない問題として、非常に大事なことでありますので、町長最後に一言お願いしたいのですが、まずはそういった中でのお仕事でありますので、1カ月に1回、校長会があるということも述べられておりますので、ぜひそういった中に町長も飛び込んで、もちろん町民の中にもそういったPR効果を出すためにも様々な紙面でPRしていく、そういったお気持ちでぜひ難関を突破していきたいと思っておりますが、最後に一言決意をお願いいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

ありがとうございます。

今回の新型コロナウイルスによる長期の学校休業で全道たくさん的高校がある中で鹿追高校のようにオンライン授業に取り組めた学校というのは、そう多分多くないというふうに思っています。いろいろ内部的には大変なこともあったり、うまくいかなかったりということもあったのでしょうけれども、先生方も一生懸命取り組んでいただいて、こういう形が少しでも実現できたということは、とてもすばらしいことだと思っております。

やはり先ほど来お話出ていますとおり、本当に鹿追高校はいろいろなことをやっている

のですがそれがうまく伝えられていないのが一番なのかなと思っていますので、もちろんそういうことを保護者の皆さん、それから生徒にはもちろんですけども、広くいろんな方に知ってもらうということは、本当に大変重要なことだと思いますので、私も必要があれば校長会に顔を出させていただくことはもちろんですし、ちょっと話が戻りますけれども、昨年、私がそういう情報を聞いたときにはすぐ鹿追と瓜幕の校長先生にお越しをいただいているいろいろ現状だとか今後に向かってのお話をしっかりさせていただいたと思っていますので、いろんな機会を見て広報の部分でも私もしっかりと先頭に立って取り組んでいきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

ぜひ町長が述べられたように教育委員会ともども皆さんしっかり頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで総務文教常任委員会、畑久雄委員長の質問を終わります。

これで常任委員会代表質問を終わります。

日程2

一般質問

○議長（吉田稔）

日程2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

議長のお許しを得て一般質問をいたします。

私は、笹川地区の交通安全対策について、町長のお考えをお伺いします。

現在、笹川北8線国道274号沿いに新しい自衛隊官舎が建設され、令和3年度から鹿追駐屯地に勤務する重要職務者が入居を開始する予定であります。入居者には家族帯同で転入され、園児や小学生の児童を持つ方もおられることと思います。小学生については、大型トラックや大型トラクターの往来が多い国道274号沿いに通学することや、放課後に官舎付近で遊ぶ児童が増えると予測されることから、現状のままでは交通安全対策が不十分

と考えます。特に、国道 274 号沿い北 8 線から北 10 線における交通安全対策について、どのようにお考えかをお伺いします。

2 点目です。デジタル防災無線システムの導入について町長のお考えをお伺いします。

鹿追町防災無線システムはアナログ方式の移動通信系と同報通信系であり、それぞれ防災行政用として導入・整備し、平常時の行政連絡や災害時の緊急連絡等に活用されております。しかしながら、「鹿追町防災行政ラジオでは、放送開始前・終了後に、受信機器を操作するための信号が流れる」「野外スピーカー設置場所周辺世帯では騒音とを感じる住民もいる」「家屋の気密性が増したため、野外スピーカーの音が聞き取りにくい」「戸別受信機を設置しているが、耳の遠い高齢者等からは、聞き取れなかった」等、いくつかの問題点があります。また、今現在、新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、鹿追町の対策を鹿追町防災行政ラジオでの放送のほか、フェイスブックや鹿追町が好きになるアプリ「マチイロ」を活用し情報配信しておりますが、フォロワー数は 80 人弱であり、町民全体に伝達されてはおりません。

その対策として、第 7 期鹿追町総合計画では、鹿追町の現状として地理的特性から、これまでも多くの風雪害や台風による水害、地震等の災害が発生しているため、災害時における町民への情報伝達を行う防災無線を整備しておりますが、課題として防災無線放送施設は災害時はもちろん、日常生活や産業活動においても大きな役割を果たしており、維持管理が求められていることから防災無線のデジタル化と全戸の戸別受信について整備検討するとの施策が示されております。

鹿追町デジタル防災無線への移行時期をいつとお考えなのかをお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

清水議員からは 2 点について御質問をいただきましたので、まず最初に「笹川地区の交通安全対策について」お答えをいたします。

現在、笹川北 8 線・国道 274 号沿いに自衛隊の官舎が建設中でありまして、御家族やあるいは単身者向けもありますけれども令和 3 年度から入居されるとお聞きしており、御指摘のとおり入居者の方々、とりわけ子供たちに対する交通安全環境を整えることが大変重要と考えております。官舎にお住まいになる児童は、笹川小学校に通学されるということになりますが、現在は、国道 274 号沿いの歩道から校門に至る行程が通学路として指定さ

れており、通学路の交通安全対策として、摩耗して見えにくくなっている北9線の横断歩道の引き直し、これを行うように現在新得警察署に要望と調整を行なっておりまして、これはもちろん実現する見込みとなっております。加えて、国道沿いにドライバーに対して通学路であることを明示し安全運転を促す看板の設置を、道路管理者である北海道開発局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。さらに、笹川小学校では毎年交通安全教室が実施されているところでありまして、今後は登下校時の安全に加えて遊び方など日常の暮らしについても、小学校と連携しながら重点的に安全指導を行なってまいりたいと考えております。

児童生徒の交通事故を防止するには、町や学校だけの取組では対応できない部分も多く、家庭や地域、関係機関、各種団体等との連携が不可欠であると考えています。

新しい官舎に入居される方々に安心して暮らしていただけるよう、地域住民のほか幅広い方々の御意見と御協力もいただきながら施策を実施してまいりたいと考えています。今後も、鹿追町全体において地域の実情に合わせた安全対策を細やかに推進し、安心して暮らせる鹿追町をつくってまいりたいと考えております。

続きまして2点目の「デジタル防災無線システムの導入について」お答えをいたします。

町では、現在アナログ方式の防災行政無線システムを使用しており、その更新においてデジタル化の検討を進めてまいりました。

令和元年10月に役場内関係者による「鹿追町防災行政無線システム更新委員会」を開催して以降、基本設計に向けての各種システムの研究や選考を行い、令和2年1月に基本設計が完了しております。その内容は、同報系と移動系を一つのシステムで構築することで費用面でのメリットが大きい260MHz方式のシステムが3つほど選択肢があったのですが、その中では総合的に優れているとしておりますけれども、その中でも同報系と移動系を同時に利用できないなどデメリットもあり、今後も内容の検討を進め、議会の皆様への説明と御理解をいただきながら移行の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、平成31年1月に現在の防災行政無線のスプリアス電波測定を実施し、送信機から発信される電波の必要周波数帯以外の不要電波が基準以内であることが確認され、令和4年12月1日以降も現在のシステムを継続して使用できることが確認できました。このことによりまして、電波利用免許を移動系は令和3年6月1日以降5年間、固定局については、令和4年12月1日以降5年間において免許を再取得し、その期間でさらに検討や試験を行い、令和7年度中のデジタル化完了を視野に取り組んでまいりたいと考えております。

デジタル化により、従来の屋外スピーカーや戸別受信機のほか、拡張機能としてスマートフォンや携帯電話へのメール配信や、ホームページやSNSなどとの連携も容易になり、多様な手段を通して、より多くの町民への確実な情報伝達が期待できます。しかしながら、御指摘をいただいた問題点、これを全て解決できるものではありませんが、町民の方々の利便性向上と情報の伝達を確実に進めていきたいと考えております。

今後におきましても、防災行政無線は、防災や災害時などにおいて町民の安全確保のため必要不可欠な設備であります。十分内容を検討し整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げまして答弁いたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問、清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

まず、1点目について質問いたします。

私も現地を確認しまして摩耗して見えにくくなっていた北9線の横断歩道、線の引き直しについては要望しようと思っておりましたのでよろしく願いいたします。

その他に具体的に確認したい点があります。まず、通学の児童を守ること、それから官舎への出入りする車両を考慮すると速度制限が50キロメートルであります。40キロメートルへの変更が望ましいと考えますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

実際官舎の入居はおよそ15世帯の家族を持たれる方が入居されるとお話を聞いております。小さなお子様も多く住まわれると予想されることから、実際今何キロメートルになるのかということは、今後検討事項になりますけれども、道路管理者、警察、PTAや学校、地域の方とも協議をいたしましてこの速度制限についてはどうあるべきか考えた上で要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田稔）

清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

分かりました。

2点目です。買い物のために国道を横断する方、それから大草原の小さな家には遊具があります。この国道横断についてはどのようにお考えなのか。また手押し信号を移動させる、増加する等の考えはございますでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

現在、先ほど町長が述べたとおり、スタンドの南側の歩道の書き換えについて警察と連携を取りながら要望しております。時期はいつかということは申し上げられませんが、今年中の早いうちに、というお答えをいただいています。

その他についても官舎にお住まいの方の生活様式をちゃんと考えた上で今後になりますけれども、できうる限り考えて要望を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田稔）

清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

分かりました。

鹿追に住む子供たちが、安全安心な生活が送れるようよろしくお願いいたします。

次、2点目であります。スプリアス電波測定で不要電波が基準以内であり、引き続き現システムが使用できることは認識をしておりました。

しかしながら私は時代遅れではないかと思えます。

デジタル移動通信システムのメリットは、災害時において通信のふくそう等で電話や携帯電話が使用できない時でも端末局を設置する地域の防災関係機関、生活関係機関との通信を確保することができる、役場の電話と移動局等の相互間で内線電話感覚で通信ができる、メッセージやメールなど文字を利用した通信が行えます。

またデジタル同報通信システムのメリットは、文字による情報提供が可能であり、避難勧告等災害情報の聞き逃しを防ぎ、より確実な情報伝達が行える、デジタルカメラなどの画像の転送ができる、役場庁舎の災害情報システムなどの連動により幅広い災害情報の収集活動や管理が可能となります。このような利点から鹿追町で発生する災害がもたらす影

響を最小限に食い止め、住民の生活や財産を守るためには、町から住民に対して必要な情報を正確にそして速やかに提供していくことが災害弱者を守ることだと考えます。

デジタル化導入には構想検討、基本設計から実施設計まで1年から2年、実施計画から免許申請、工事施工まで7カ月、工事施工から工事完了まで6カ月、工事完了から開局に2カ月と約3年でできるものであります。私は令和7年を待つことなく早い時期に導入すべき、着手すべきと考えますがこの点はいかがでしょう。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

デジタル化によっていろいろな対応が可能になる、そしてそのほうが有効であるということは、私も承知をしています。そして期間的なお話もありました。

過去にはブラックアウト等も経験をしておりますので、この防災無線の整備についてはもちろんできるだけ早くというのは、私もそのように考えております。先ほどの現行の免許更新をして、若干、時間に少し余裕をもってデジタル化を進めるということは以前からいろいろ検討していたところであります。まだまだ正確な事業費というのは概算でしか出ておりませんが、やはり4億だとかそういったくらいの事業費はどうしてもかかってくるのかなと思います。

こういった形でももちろん補助なり何なりということで進めていくことになるかと思えますけれども、できるだけ早くということは私もそう思いますけれども、町の全体的な財政の状況も見ながら、当面は遅くとも令和7年度中ということで進めてまいりますけれども、いろんな状況が許して可能であれば、その前倒しというのも検討の一つに加えていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

ぜひとも、前倒しでお願いしたいと思えます。

最後に、鹿追町にお住まいの災害弱者をどのように守っていくのか。鹿追町防災会議などの防災関係機関との連携についての町長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

特に高齢者ですとか障がいをお持ちの方、そういう方に対する対応というのは本当に重要だと思っています。

行政区にも防災委員などもいらっしゃいますけれども、そういう地域での助け合いはもちろん行政としてもしっかりその辺の援助をしていく必要があると思っています。

おかげさまで鹿追はそう大きな災害ということはここ数年ありませんけれども、災害はいつどういうふうにやってくるか分かりませんので、しっかりその辺は町の防災の計画、それから防災会議、いろんなところでしっかりとその対応について検討して少しでもそういう被害が最小限に抑えていけるようにしっかりと考えていきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

清水議員。よろしいですか。

○1番（清水浩徳）

質問を終わります。

○議長（吉田稔）

これで清水浩徳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 10時58分

再開 11時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

標題は、危険木処理の対応についてでございます。

要旨を述べます。

強風による倒木で被害が発生し、伸びた枝葉が隣接地に覆いかぶさるようになるなどでトラブルが発生しております。この背景には、高齢になり樹木の管理ができなくなる人が増えてきていることもあると思われます。

重大な事故は発生していなくても、同意なく木を処分した場合には損害賠償が求められることもあり、今後いろいろなケースを想定して対応していく必要があると考えます。

1、倒木等の危険性があると判断したとき、所有者にする対応、行政の処置。

2、危険木と判断する基準（目安）はあるか。

3、隣接地までに伸びた枝や倒木の恐れがある危険木除去について、町に相談や要請を受け付ける窓口は。

4、町が管理する街路樹の剪定や芯止めについて、どのような基準を設けているか。

以上。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは「危険木処理の対応について」と題しまして、4点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目の「倒木などの危険性があると判断したとき、所有者の対応、行政の処置」これについてお答えします。

危険木が個人の所有であれば、当然個人の責任において処理していただくということでもありますけれども、これは状況に応じて町も指導あるいは助言を行う、これは必要な処置を取ることもあると考えています。また、町が管理する街路樹などが危険を及ぼしている場合は、当然早急に対処するということがありますけれども、日頃から管理を徹底し危険な状況に至らないように努めるということが必要だと考えています。

2点目の「危険木と判断する基準（目安）はあるか」についてお答えをいたします。

現在、町では明確な基準というのは規定しておりませんが、他の自治体における基準を参考に評価し、樹形、それから枝の枯損、枝葉の密度、葉の色、病虫害、剪定、腐朽度等により総合的に判定し、適切に対応していきたいと考えております。

3点目の「隣接地まで伸びた枝や倒木の恐れがある危険木除去について、町に相談や要請を受け付ける窓口は」についてお答えをいたします。

民有地同士の場合には当然民事に該当する事柄でありまして、当事者同士の話し合いで解決されるのが基本であると考えておりまして、町としてできる処置、対応というのは限られているところでもありますけれども、必要に応じて助言を行うなど適切に対応をしていきたいと考えています。

4点目の「町が管理する街路樹の剪定や芯止めについて、どのような基準を設けているか」についてお答えをいたします。

街路樹は町道ストニイプライン通りなど6路線に植樹帯を設け植栽をしています。

街路樹は、道路法第2条第2項におきまして、「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保その他道路の管理上必要な施設または工作物」として道路管理者が設置する並木や街路灯、道路標識等と同様に「道路の附属物」であり、景観向上、生活環境保全、緑陰、いわゆる木陰の形成、交通安全、自然環境保全、防災などの役割を果たしていますが、その半面「枝や葉で日陰になる」「落ち葉がごみになる、歩道でスリップする」等といったデメリットもある状況であります。このような状況のなか街路樹の維持管理を行なっているとありますが、「剪定及び芯止め」につきましては、道路法第30条及び道路構造令第12条に規定されております「建築限界」を目安としています。

建築限界とは、「道路上の安全な通行を確保するため、車道から4.5メートル、歩道から2.5メートルの高さの範囲内に支障となる物を置いてはならない」という内容であります。

街路樹は道路の附属物として、信号機やガードレールと同じ扱いとなりますが、決定的に異なるのは街路樹が生き物であるということであります。そのため、街路樹は単なる「道路の附属物」ではなく、様々な機能を期待され植樹されていますので、剪定、芯止め等にも十分配慮し、歩行者や道路利用者の安全を確保し、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げまして答弁いたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

最近、ここ数年大雨による橋や道路の流出など、災害の原因に河川に繁茂している雑木が問題となっております。

今年になって然別川パークゴルフ場とか、役場周辺の榆の大木、それからエゾ松の大木、それも切りました。また、鹿追橋や万代橋の雑木も河川の域内で整備しました。住民からはとても明るくなった、景観が良くなった、今度の花火が楽しみだという声が寄せられております。このことは、先日の町長の行政報告でも話されましたけれども、5号の河川管理者である国や北海道にお願いして、水害のない、町が安全な地域になる地域づくりをぜひ進めていっていただきたいと思います。また、万代橋の整備には地元の建設会社の協力

もあったと聞いております。本当にありがたいことだと思います。特にパークゴルフ場においては、樹齢おそらく100年以上になる榎の大木を伐採したわけですが、この木を切るには大きな決断があったかと思えます。

そこで、全体で役場の前を含めて何本くらいの木を切られたのか、それから然別川の河川管理の除去する予算はどのくらい毎年見込まれているのかお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

狩野議員の御質問にありました然別川パークゴルフ場についてですが、倒木の恐れがあるなど、花火大会の懸案もあったということで、今年の2月にパークゴルフ場内は14本木を伐採させていただいております。

あと、然別川に関する今後の予算についてですが、先日5月8日に要望し、6月11日に十勝総合振興局の正副振興局長に回答を得られております。今年からしゅんせつ推進事業を活用して事業費は大幅に増大になるというお話を聞いている内情でしたけれども、具体的に今後5年間に向けての事業費については明確に提示がなかったものですから、今後確認してお答えさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

然別川パークゴルフ場の榎の大木を見ますと、中心部分が腐っているのです。側はしっかりしているのですが、そういう木が成長すると中が空洞になって見た目では分からないような木の状態にどんどんなる、中には木の性質によっては、科の木は中が空洞化するのは常識な、そういう樹木もあるのです。

そこで住民から言われたのは、町道北5線7号に行ったときに、ヤチダモの大木があります。道路の半分くらいにオーバーハングでかかっています。そこを通る人は皆分かると思うのですが、枝葉をどんどん伸ばしています。根本は民地です。

この木は所有者が対応しなければならないのですか。

高圧電線が木の間を通っております。6,600ボルトかな。この道は大型車、大型トレーラーが町内で一番通る、7号というのは産業道路です。そこにこの木は安全だと判断しているかどうか。あと何年この木が通行の妨げになるようなことが起きないのか、という保

障を考えているのか。安全をこの木に対してどう判断して、パトロールはびっちりやっているとと思うのですが、民地に生えた木は、それは個人がやらなくてはいけないのか、また、通行量の多い道路管理者がやらなくてはいけないのか、どう判断しますか、そこをお聞きします。

○議長（吉田稔）

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

ただいま御指摘のありました民地から道路用地に枝等が出ている場合のお話だと思っておりますが、基本的に民地からの木ということになれば基本的には所有者の方が対応ということになっておりますが、現在過去の例を見ましても、どうしても道路に支障のある部分については、木の所有者と協議させていただきまして剪定等を行なっていくのが現状でございますので、それで所有者と協議を進めながら道路用地にかかる部分については対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

この木はヤチダモですから植えた木ではないのです。自然にそこに生えた木がどんどん大きくなって100年たってああいう状態になっている。だけど木というのは絶対大丈夫かということそんなことはないのです。

昨年かな、瓜幕小学校に白柳の大木がありました。非常に生き生きした木です。

ところが瓜幕小学校の校庭に太い枝がある日落ちたのです。こういう例があるのです。たまたま子供たちがいなかったから何でもなかったけれども、まさか落ちるような木ではないと誰もが見えている、けどもどこかで自然はそういうことが起きる。

また先ほども同僚議員が聞いていますが、倒木によって停電が起きた地域もあるということもありました。だからこれはあなたの土地に生えている木だから、あなたがやりなさいというのは酷ではないか。行政がやらなくてはあれだけ交通量の多い道路に個人では無理だと思うのです。それに、電力線が通っているから北海道電力でやりなさいというものどうなのか。北電も一生懸命に切っていますよ、安全に剪定している。けども、道路管理者である責任もこの際考えていただかなくてはいけない、後でまた別の観点から提案し

ますが。

もう一つは町に相談があったかどうか分かりませんが、アートロードの商店街にポケットパークが2カ所ございます。管理をアートロード商店街がやっているのです。そこに設置されている藤棚、パーゴラがあります。これも2メートル50以上の高さにある藤棚です。そこに何年もたつと藤の木というのはがんじがらめに巻き付いて、素人ではとても剪定などできません。ましてや高いところにある藤の木です。それを管理者が商店街だからやりなさいといってもこれはできないという声も商店街から寄せられました。

そういう声、寄せられたものに対してやはり相談の窓口を作っておく、それから協働のまちづくりを進める上で、町も地域と一体となって、個人の所有物かもしれませんが、そういうことを考えて協働のまちづくりの観点から剪定に協力するとか、そういう考えはないでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

先ほどの道路の関係ですけれども、恐らく道路等でよくあるのは交差点付近で民地の木が見つらい、そういったケースがよくある話でありまして、その際にはあなたの木だからあなたが切ってくださいと、そういうことではなかなか現実には解決しませんので、今までもその辺についてはもちろん個人の民地に生えている木を勝手に切るわけにはいきませんから、連絡を取りながらそれについてはきちっと対応していると思っておりますので、今後もその考えには変わりはありません。

今お話のありましたポケットパークについてもそういう相談があったという話は聞いておりますので、管理委託しているから全部あなたでやりなさいという対応はしていないと私は思っております。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

そういった相談にも親身になって、どういうふうに対応したら良いかということをお聞きして方向性を出していく必要があるのではないかと考えています。

それと、先ほど河川の樹木が非常にすっきりして良いわけですね。

この管理方法で鹿追モデルというのをこれから考えていったらどうかなと思います。

雑木といえども30年40年たつと巨木になります。そういう時になったら大型重機、それから専門の作業員でなければ手がつけられなくなります。だからまだくるぶしぐらいの太さになっている段階で、手のこで処理できる段階で整理していけば、本当に簡単にできるのです。特に農地再生整備事業で明きよを整備されました。

今も瓜幕でやっていますけれども、笹川も中鹿追も明きよが5年、10年たつと柳が繁茂してきます。そのままだと柳も太くなります。だから、そういう手のこで処理できるうちにやれば地域の人々の協力も得たり、然別川を愛する会とか、さくらの歩道を回るゆうほ村とか、そういう人たちも積極的に関わって小さいうちになるべくやろうということで、今度の6月29日には河川に繁茂する木の処分とか草刈とか、そういうことも計画されています。

こういうことのヒントは実は山口県の秋吉台にジオパークで行って来ました。その時に現地のガイドさん、案内してくれた人から秋吉台のカルスト台地の景観を守っているのは、毎年春に全住民が出て総出で山焼きをするそうです。

山焼きを1回でも欠かしたらとんでもない負担になるから連綿と続けられてきたのです。そのことで雑草がはびこるのを防いだり、害虫を防いだり、それから外来種の雑草とか木を生えなくしたり、そういうことが大事なんだよと、ジオパークを維持するためにはそういうことをコツコツと積み上げていくことが地域の発展に、そして環境保全につながると勉強をさせていただきました。

せっかく景観が良くなった然別川の環境を鹿追モデルとしてやる考えは、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

先ほどの質問の中で相談を受ける窓口云々の話がありました。ケースバイケースで所管する部署が違うケースもありますので、それぞれの担当のところで相談には乗らせていただいているつもりでもありますし、今後ともそういう方針だと思います。

あと河川の管理、河川関係のそういうところに限ったお話なのか、全体的な樹木という観点もあろうかと思いますが、先ほど山口県の例もお話でいただきましたので、いろい

ろな観点から研究をしていきたいと思ひます。

昨年度然別川もそうですし、役場の庁舎前の相当大きな樹木も今回思い切つて伐採をさせていただいたんですけど、大きくなればなるほど機械がいるだとか危険性が多いだとかということで、処理する経費も多額になります。かといって何でも切つてしまつていいということでもないということもあると思ひますので、その辺の兼ね合いもありますのでいろんな角度からしっかりと考えていきたいと思ひます。

○議長（吉田稔）

渡辺総務課長、答弁漏れがありますので答弁をさせていただきます。

○総務課長（渡辺雅人）

御質問の最初だったと思ひますが、役場の前の木の伐採です、何本したかという御質問にまだ答えていませんでしたのでお答えをいたします。昨年の冬に伐採をさせていただいて、近年の暴風雪等で危険があると判断をした木8本、役場前の木を切らせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

大木、巨木というのはだんだんと無くなってくるんですけども、非常にこれからそういったものが貴重な資源にもなったり、そういうことも木も将来切つた後、新しい命を生み出すようなことも考えていく必要があると思ひますけれども、ここで一つ提案ですがこういう記事を見つけました。

北海道新聞か何かだったんですが、渡島管内の福島町という所で危険木から町民の生命、財産を守るという条例をこの4月から施行したそうです。内容につきましては、町が危険と判断した場合、所有者に伐採とか勧告をしたり、勧告を受けて伐採処分した費用を福島町は補助するそうです。それから危険を及ぼす恐れがある時は所有者の同意がなくても枝切りなどの処置がとれるという福島町独自の条例を作ったそうです。

こういうこともこれから研究していく必要があるのではないかと。そういうものに対しては最大20万円半額補助をすると。費用がかかるわけですから、そういう費用を補助するというものも含んでいるそうです。

こういった環境づくりの条例というものもこれから研究していく必要もあるのではない

かと思いますがいかがですか町長。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

道内の福島町の事例を今お伺いいたしました。

そういう条例の制定に至った多分経緯もあったのだらうと思います。

枝切りの関係についても条例でそこまで定めているということでもありますので、内容は私も承知していなかったものですから、しっかり事例を研究していきたいと思います。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

4番目で街路樹のことを答弁いただきましたが、その中でこれからは街路樹の剪定をもっと勉強するべきではないかと思えます。

いつも思うのは、例えばピュアモルトクラブハウスに行くS字カーブの道路、あそこに白樺の木が植わっているのです。白樺というのは10メートルも20メートルも伸びるわけです。こうなると手がつけられなくなる。だからそういう白樺もそういう木として必要だと思って、景観上考えているのかも知れませんが、そういう市街地の景観を考える時にどういう木を植えたらいいいのか、そういうのももっともっと勉強していく必要がある。

私の住んでいるいずみ野区では片方にはナナカマド、片方にはプンゲンストウヒ、これは松の一種なんですけれどもちぐはぐだという声もあるのです。どういうコンセプトでこれを植えたのかなというか。除雪に来た時に押し付けてきて倒れてしまう場合もある。

だからそういうものをシミュレーションして20年後、10年後はこういう樹形になるという、今パソコンで予想できるからそういうことも、例えばよく考えたと思うのは、隣の音更町では街路にカツラの木が植わっているんです。

それからこっちの通りは銀杏の木、あとはメイプルだとかそういうこんもりする樹形になる木を研究していくべきであるという、そういう提案を町からして、大抵造園会社が提案するのかもしれませんが、どういう将来の潤いのある町にしていくか、共にしていくかというのをこれからもっとすばらしい感覚でやる必要があるではないかと思えますがいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

先ほどの狩野議員から御指摘がありましたピュアモルトクラブハウスの付近ですけれども、元町西通りになります。ここは白樺の木が植栽されて樹高も高くなり、標識等一部かかっている部分については現地では確認していますので、この部分については先ほど申し上げました建築限界と照らし合わせながら支障のないように対応を考えていきたいと思っております。また、この部分白樺の木につきましては、周囲に白樺の木が多いということでそれに合わせて当時植栽したという経緯がございます。

あと狩野議員お住まいの付近のお話ですけれども、工事をやった年度が相当離れているといった経緯もありまして、東側についてはナナカマドが現在植えられていると思うのですけれども、西側についてはプンゲストウヒということで、今後も景観等も考えながら樹木の選択といたしますか、その辺については勉強してやっていきたいと思っております。

剪定の方法も剪定等のマニュアル等もありますのでそれと照らし合わせながら順次行なっていきたいと考えていますのでよろしくお願いたします。

○議長（吉田稔）

狩野議員よろしいですか。

○8番（狩野正雄）

はい。

○議長（吉田稔）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで説明員の交代を行うため、暫時休憩とします

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。

「後継者対策での鹿追農業の第三者継承とコロナウイルスに伴う労働力の確保は」ということで今回質問をさせていただきます。

町長に御答弁をよろしくお願したいと思っております。

要旨に従いまして説明いたします。

令和元年度、J A鹿追町は農畜産物販売高、史上最高の 241 億 8580 万円を記録いたしました。言うまでもなく鹿追町が今まで積極的に実施してきた国や道の事業で大型化が進み、安心安全の生産が出来ているからであります。

今後 J A鹿追町も農家に対する支援策をしっかりと対応したことがあり、関係機関との指導のもと、農家も努力してきた数字であると認識しているところであります。

ここ数年は、I C T化や自動化と省力化を進める「スマート農業」を取り入れた経営が規模拡大を進め、大型化の農場が増えていることもあり販売高が上がったと思われるところであります。またその一方で、後継者不足や高齢化などで農家戸数は年々減少しているのが現実であります。農地については規模拡大を図る担い手へ集積されてきているため、新規就農者の農地の確保は難しい状況であります。

今年作成した第 7 期鹿追町総合計画の中で、新規就農・担い手対策については関係機関と協議を進め、その体制づくりに努めるとあります。また毎年町長が行政執行方針の中で申しております中でも協議を進めると毎年示されているところであります。

現在どこまで具体化しているのでしょうか。

鹿追町の農家の中でも、高齢化で後継者問題を含めて将来に不安をもつ人もおります。

これまでの農業経営に敬意を込め、農業を辞めるにしても第三者継承を含めた対応策を考える時期にきていると思いますし、鹿追町独自のシステム化が求められているところであります。

今回の新型コロナウイルスの影響で行き過ぎた国際化や自由化、一極集中が見直される動きがあります。国産農畜産物の消費拡大と農村振興に取り組むべきと言われてきております。農業や医療等の現場に引き続き支援の対策が必要と指摘されているところであります。

日本の現在の食料自給率は 37%と極めて低いわけでありましてけれども、北海道は都道府県別では 206%、平成 17 年のデータでありますけれども、今後も主導的役割が求められ、海外への依存を低くする必要があると言われております。

コロナウイルスで農村を巡っては、過密を避けられる地方部への関心が高まっていることを受け、収束後に「地方回帰」を促す政策が必要だとも言われているところであります。

移住や観光が広がるよう、関係人口の拡大や情報通信の環境整備が重要となっております。ワイワイガヤガヤしている「にぎやかな地方」に関心が向けられ、元気な農村に可能

性があると思われます。

グローバル化の時代ではありますけれども、今までのような人や物の流れが難しくなった現在、少しでも国内の近くで必要なものを確保することで安心できると考えます。

いい人材も鹿追へ来てもらうためには、労働条件の整った場所の整備と安心して鹿追で暮らせる環境づくりがこれからもすごく大切になると考えております。

次の2点について町長の御所見を伺いいたします。

1、農業の第三者継承を含めた新規就農・担い手対策の検討を進めてきていると思いますが、どこまで見えてきているのでありましようか。

2、コロナウイルスの影響で今年に入り人の移動制限により労働力対策は今現在どのような状況で、今後どういう方向性が考えられるのでありましようか。

以上の2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

台蔵議員からは「後継者対策での鹿追農業の第三者継承とコロナに伴う労働力の確保は」と題しまして、2点御質問をいただいておりますので順次お答えをいたします。

鹿追町の令和元年農畜産物の生産額が241億8580万円、史上最高額となりました。農業者の方々の努力はもちろんですけれども、関係機関の皆様の努力の賜物と深く敬意を表すところであります。

これまで町を中心に実施してきました農業基盤整備をはじめとする土地改良事業や生産基盤の整備など、国の制度を最大限に活用し取り組んできましたけれども、今後におきましても、国営・道営それぞれの事業を組み合わせながらしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

1点目の「農業の第三者継承を含めた、新規就農・担い手対策の検討を進めてきていると思いますが、どこまで見えてきているのでしょうか」これについてお答えをいたします。

現在、本町の営農体系は法人化など大規模化が進んでおり、農地がいまだに不足をしている状況にあり、これからまだ数年はこの状況が続くものと思っております。このような状況の中、営農指導対策協議会においても既存農業者・新規就農者との優先度の線引きに苦慮し、いまだ打開策を見出せない状況でありますけれども、今優先すべきは意欲をもって営農している担い手農家の農地不足の解消だと考えています。

新規就農に関しましては時期を見定め、対応が遅れることなくその時の実情に合う「鹿追型新規就農事業」を検討していきたいと考えております。また、担い手不足によって離農する場合であっても、今まで大切に使用してきた農地は意欲のある担い手農家に継承されるよう適正な農地行政に取り組んでまいります。

2点目の「コロナウイルスの影響で今年に入り人の移動制限により労働対策は今現在どのような状況で、今後どういう方向性が考えられるか」についてお答えをいたします。

現在、農業関係のみならず慢性的な労働力不足は大変大きな問題と理解しております。

今現在、雇用されている従業員などについては、新型コロナウイルス対策における移動制限等による影響は関係機関に確認したところ大きな問題には至っていないということがありますけれども、中国人研修生は渡航許可が下りず入国できない状況が続いていると聞いております。

また、学生アルバイトについても本年はこのような状況でゼロと厳しい状況にありますし、町で行なっております産業研修生については、残り3名の方の来町の準備を始めたところであります。

この状況がいつ収束するか予測はなかなか難しい面もありますけれども、ウイルスという見えない敵と戦いながら国・道の新型コロナウイルス対策の動向等も注視し、これからのような対策が最適であるか関係機関と協議しながら、然るべき時期に対策を講じてまいります。

以上、2点についてお答えを申し上げました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 11時57分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き一般質問を継続します。

ここで答弁漏れがありますので、8番、狩野正雄議員の答弁を行います。

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

先ほど狩野議員から御質問のありました、然別川の事業に関する今年の事業費はいくらかという内容についてお答えさせていただきます。

こちら然別川につきましては、平成26年度から令和元年度までは道単独事業で年間約2千万円の事業費で事業を推進されてきましたが、令和2年度から令和6年度につきましては、今年度より総務省所管の緊急浚渫推進事業というのが創設されております。こちらの事業を活用し、令和2年度の予算は約6千万円ということで事業を進める内容になっております。

令和3年度以降につきましては、単年度事業予算になるため、事業費は確定していない状況にありますが、令和3年度以降も同額程度で要望し、事業の推進にあたりたいという内容になっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

以上で答弁を終わります。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

それでは答弁をいただきましたので、まず答弁の中身に関して質問させていただきます。

まず1点目の第三者継承、新規就農の関係であります。この問題は非常に早くからというか以前から鹿追町においても新しい人を、新しい血を入れることが必要でなかろうかということがずっと議論されてきていると思います。

私も5年前にここに立って新規就農のお話をさせていただいて、その後この答弁書にございます鹿追町は営農指導対策協議会という組織が、これは農家に対して営農の対策をいろいろ手助けしてくれる組織体、要するにJA鹿追町・農業委員会・普及センター・行政が入って町全体の中で営農に対して支援していただける組織体があると。

ここを核にして新規就農も検討していこうということが5年前から行われてきていることは自分も承知しております。その後私は毎年農業振興課とJA鹿追町を行き来しながら情報を収集してまいりました結果、もうできないんだと正直とっておりました。

今はそう思っていない。というのは、実は町がどこまで数字を把握しているか分かりませんが、今回この答弁の中にございます対応が遅れることなく、その時の実情に合う鹿追型新就農事業という、今までなかった事業名が出てきているわけですが、まずこの事業の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田稔）

檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

お答えしたいと思います。鹿追型の新規就農事業でありますけれども、答弁書の中にもありますとおりまだ現在営農している農家に土地不足の解消にあたるのが本筋ということで、内容についてはこれから第三者継承がいいのか、昔ながらの分家方式がいいのかいろいろ関係機関と協議を進めながら内容を決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ぜひしっかりと協議してその方向性を導いていただきたいと思っております。

私がJA鹿追町に確認しまして得た情報によりますと、今現在、鹿追の農家戸数は194戸。200戸を切ってから毎年激減してきて、つい10年ほど前は40～50戸、もうちょっとあったわけですが、この減り方が先ほど私がお話しました5年前に新規就農をお話したときと今現在と考えると、今現在の段階でも酪農・畑作含めて5戸ずつぐらい、10戸程度は近い将来後継者がいないので農業がどういう方向かに向いていくという情報を得ています。

その10戸が多いか少ないか、これは考え方ですけれども総体の中で194戸という、200戸切った中で組合員数は270戸ほどありますけれども、法人化も進んでいることもありまして、農家の戸数は減っているというお話です。そういうことで今現在JA鹿追町は次の第11次農業振興計画というのが11次、次なるのですけれども、これは今10次が2021年まで、2022年から2026年までの第11次振興計画を作るために組合員からデータを収集するためにアンケートを取っております。

後ほど答弁をいただきたいのですがこれを掌握しているかどうか。

その意向調査というのは実はJA鹿追町の考えていることは、今私がお話しましたこの10戸を含めて農家がどういうようになっていくのか、この次の5年、どういうふうな傾向に向いていくのかということをもっと把握して、その情報を基にして11次振興計画を作りたいというお考えのようでございます。

当然私はJA鹿追町のみならず農業委員会ももちろんのこと、行政もしっかりこのところを把握して鹿追町としてこのまま今までどおり農地が必要な人、希望に手を挙げる人

のみに渡していった農家戸数をどんどん減らしていくのが本当にいいのかどうかということも含めて、私はそれはだめという意味ではなくて、これを真剣になって町全体の中で協議をしながら、もし離農者がいて第三者継承を望む人もいるのであれば、そのところは町としてどう対策を打って新しい人を入れるかというところまで持っていかないと、多分この事業というか考え方は今までどおりの鹿追町は既存の農家さんだけで農業経営をやって、今年ありました241億円を来年もがんばってやってくださいというお話になろうかと思えます。

ですから私はいろんな御意見を聞いてほしいと思うのです。

一つの例を新聞から得た情報です。道北の浜頓別町という町がございます。酪農地帯です。ここも農家戸数がどんどん減っている所以新規就農者を入れている、それから第三者継承、農家の直系の方でない方第三者に経営を移譲していくという方法を町を挙げて取り組んでいる町です。

できたら後ほど情報を収集して勉強していただきたい。

ここの町の考えは牛舎や農地を手放す、要するに離農される、農業を中止される農家さん後の継承に向けた第三者継承に向けた方向性のための情報を町に登録して残すという考え方です。当たり前のように聞こえますけど、これ実は鹿追町でやっておりません。私はこれは鹿追町、行政の仕事ではなくてやはり先ほどからお話をしている農業を考える協議会的なものが将来に対して私は考えていくべき組織体だと思っております。

ここは新規参入の受け入れに生かすための組織を作ったということです。この場合は担い手センターというのがあって、そこで考えて新聞に出ました。譲りたい農家が農業を辞めるときにその中止する時期、それから移譲方法、これは方法や条件がいろいろあると思うのです。売買希望価格などを一つの情報として登録して後の希望者に対して紹介をしていくということをやっておられる町です。

多分これに近い考え方はそれぞれの町にあるのかなと思いますけれど、残念ながら鹿追町にはありません。ですから若い人たちがどうして鹿追町に新規就農者を入れないのですかと、私は帯広畜産大学の学生にもそういう質問をされたことがあります。

ぜひ入れることが大前提ではなくて、情報をしっかりと行政なりJA鹿追町が集約したうえで第三者がもし希望するのであればこういう情報もありますよということ、そういう流れを、組織を私は今これから立ち上げるべきではないかと、そういう方向を具体的にもっていかないと今までの鹿追町の営農指導対策協議会がそれを担えばいいんだという、

申し訳ないけれども投げたような方向で5年間来て何の結果も変わっていない。

先ほど私が申しあげました町長の執行方針の中でも検討いたしますというお話は毎年聞かせていただきました。今年も私は聞いております。そういう中でありますけれども、私もここに再度このことを問題として立ち質問させていただいたことは、私一人の意見ではないということも御承知おきをいただきたい。

先ほどの浜頓別町の件です。その記事の後ろの方に北海道がコメントを載せておりました。特に酪農は新規参入者が一から施設等を揃えるのは非常に難しいと。牛舎等の施設だけでなく、自宅も含めた第三者継承を考える必要がある。そのためにはやはりスムーズな継承をするために受け手と出し手の特に人間関係です。この人間関係とそれから新しく入る地域の受け皿というのは非常に重要。これを中立的にコーディネートする役割の組織がその行政区の中には必要であるというコメントを残してくれています。これは私はこの町にこれから必要な一つの組織体になるのかなと個人的には思っております。

改めて町長に御質問したいと思います。

現状はこういうことです。私は将来に向けて新たな方向にスタートすべきと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。農家戸数の関係のお話がありました現在194戸ということで、年々減っている状況にあります。

酪農家についても私が農業振興課の課長を担当している頃から搾っている酪農家が100件を切ったということもありましたので、また、町内の状況でやはり後継者がいらっしやなくて近いうちに離農される方がいるというような状況も町内的には何となく状況が分かっているということでもあります。

答弁の中で申しあげましたとおり、土地の関係については農業の関係の方であれば今の町の状況は先ほどお答したとおりであります。

なかなか農家全体の意向ということであれば、先ほどJA鹿追町が次の農業振興計画のためのアンケートということでございましたけれども、私はそのことについて内容は承知しておりませんが、将来に向かってのいろんな課題等も含めたアンケートの内容になるのかなと思っております。

お話のありました第三者継承等の内容に踏み込んだものか分かりませんが、そういったことも含めて一定程度の農家の意向というのがある程度収集をされるかなと思っており、その内容も含めていろいろ検討をしていかなければならないのかなと思っています。

先ほども答弁中でありましたとおり、鹿追型の新規就農事業、これについてまず一義的に実務者で構成する営農指導対策協議会という組織がございますので、その辺での研究も鋭意進めていくとともに、いずれにしても地域全体の理解がないとなかなか進んでいきません。とりわけJA鹿追町、それからもちろん行政としての長、それから農地行政を司る農業委員会、これらが一生懸命この課題に向かって精力的に研究・検討をしていく必要があると私も思っています。

第三者継承、浜頓別の例もお伺いしましたし、その他特に多いのは酪農地帯というところがやはりどちらかという数が多いかなと思っています。当然牛舎をはじめとする施設整備関係、やはり大きな資産がからんでいく問題でありますので、なかなか難しい課題がたくさんあると思いますので、これも含めてしっかり研究を進めていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

心強い御答弁をいただきましてありがとうございます。

今、JA鹿追町が行なっているアンケート調査は毎月いっぱいぐらいで何とか、6月いっぱいぐらいでまとめたいというお話をいただいています。ぜひこの情報は基本的に個人情報なので大っぴらに出すことはJA鹿追町側も簡単には出してはくれませんが、集計して特にこの新規就農、第三者継承の問題、JA鹿追町も取り組んでいきたいという考え方のもとでアンケートの中にもその文言が入っています。

ぜひ行政側もしっかりとそこを一緒に、農業委員会も含めて私は町がその認知をして、先ほどお話ししました浜頓別町のような方向をやるかやらないかというのはあくまでも鹿追町の考え方なので、鹿追町というのは鹿追の農業関係機関全てですけれども、全体の中で考えて鹿追のこれからどうすべきか。

全体の子供が減っている社会の中で当然農業に携わる人口はこれからますます激減していくということが予想されます。その中で私先ほどお話ししました今回の新型コロナウイルス

スの関係でいろんな問題が表に出てきているということもあります。そういうことも含めてしっかりと協議していただきたい。

2つ目、新型コロナウイルスの関係で外国から入ってくるはずであった人たち、労働力として期待していた人たち、それから学校が休みになることによって保護者が仕事をできなくなっているいろいろなトラブルになった問題とか、従業員さんも含めてそうですけれども、もろもろある中で国が支援する事業の中に農業労働力確保緊急支援事業というのが今これから動き出すわけですけれども、これも実は農家にファクスで事業の内容が回っています。

これは今お話ししました入国できなかったとかいろいろな問題で仕事ができなくなった、雇用または人材派遣会社等から派遣を依頼して農作業の委託をして余分な経費はかかったという部分を申請すれば国が支援をするということで、今年の4月1日から12月31日までの期間のものを申請してくださいという申込書が私もこれ目を通させていただきました。

それで、この答弁書の中に関係機関に確認したところ大きな問題には至っていませんという答弁が出ているのですけれども、大きいか小さいかは考え方によりますけれども、私が得ている情報の中では中国人が4名、ベトナムから来るはずの人が2戸3名というお話、私は直接農家さんから聞いています。

この数字が大きな問題ではないというふうには私は個人的にはそう思いません。これは新型コロナウイルスなのでやむを得ないことは事実です。

現場で入ってこない場合、酪農家の場合、特に毎日の仕事でありますので、当然家族の負担が増える、もしくは短期的な派遣を使ってしのぐということが現実的に起きています。この起きていることをJA鹿追町がどこまで把握しているかそれは私も分かっていませんし、ここに答弁を書いていた情報収集もどこまで把握しているか分かりませんが、改めて今鹿追が外国の方、ベトナム・中国、それからネパール・モンゴル、いろいろな国から労働者として来ていただいて日本で働いていただいております。

鹿追でも早くから中国の方が来ておられる。今年は中国の方が4名、来年の春は10名とお聞きしいております。3年サイクルぐらいで動いておりますので、年によって人数の差があるというお話です。

そこら辺のところの現在の鹿追町に外国の方が働いている人数、もし把握できるのであればまず報告いただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

今の御質問ですけれども、外国人の労働者の人数、今ちょっと把握しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それと、答弁の中でありました大きな問題ではないという認識ですけれども、今現在雇用されて各農家、各農場で働いている従業員に関しては、J A鹿追町等いろいろ話を聞いたところ、急に帰らなくてはいけなかったとか、そういう影響は全然なかったもので、今こちらで働いている分については影響がなかったというようなこととございます。

あと、中国人研修生を含めて他国の労働者ですけれども、今のところ入国許可の申請を早いものでしたら1月からずっと出し続けて、まだ許可にならないというような状況が続いていると聞いています。許可になり次第入ってくるものと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

私はこの今の状況がこれは誰もこうなってほしくない状況の中が、考えられない環境が今、日々私たちの目の前で起きているわけですけれども、農業、特に酪農におかれては仕事は休んでくれないのです。

働く人が当然いて、そのローテーションを組むためにある程度の人数の方をお願いしながら毎日の仕事に従事している実態でありますけれども、それが今回のこの関係でいきなり崩れたということで、先ほどお話ししましたようにその分の負担が今まで働いていなかった人まで働きながら何とかしのいでいるという現状です。

J A鹿追町にお答えいただいた中国人があまり多くないというのは、多分私も聞いていますので、そこのお話かと思えますけれども、実はJ A鹿追町が把握していない外国人の方というのが結構入っているんです。

それを私は行政が把握しておく必要があるということです。今回のこのことがあったことによって、今農家は法人化をして、なぜ法人化をするかというのは人を雇い入れやすくするためということもあるのです。条件が法人化することによっていろいろ労働条件を良くするということがあります。

国の支援もあるということもありますのでそういう方向性を検討してきている農家も現在もいるようにお聞きしていますけれども、私は先ほどの第三者継承を含めて鹿追町が、

少なくとも私は農業の話をしておりますけれども、農業だけではなくて産業全般に関してこの辺のマッチングをどうやってもうちょっと情報をお互いに収集しながらやっていくかということ、これを機にできたら少し前進できたらいいかなと考えています。

そのことも含めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

J A鹿追町が把握していない外国人の労働者の方も多いいということでもありますけれども、私もそういう話は聞いたことがあります。行政側としては短期でない限りは住民登録という形をしますので、外国人の方の入ってくる状況は把握できるのかなと思いますけれども、いろんな問題がありますのでこれは行政だけが知っていればいいという問題でもない、その辺についてはJ A鹿追町といろいろお話をして状況把握をしていく方がいいと思いますので、その辺は検討をさせていただきたいと思います。

あと町の方で無料職業紹介所という窓口も担っております。これは農業だけではなくて、全般的なものということもありますので、こういう組織も活用しながら働きたい人、人手不足、そういう意味でうまくマッチングができるような形を進めていく必要があると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になります。私、農業新聞を毎日読んでいて、6月17日ですけれども農業新聞の全国紙の中に農林水産省、国の関係でこういうデータが出ていました。

基幹的農業従事者、農業に直接携わっている人の人口割合というのを全国ベースでデータに出してそれをマスコミに載せたという情報です。

これは担い手を含め農業に携わる人材の減少と高齢化に歯止めがかからないという、この従事者が15年前に国全体で224万人いたのが、2019年では140万人になったと。84万人減っていますよということ。しかもその140万人の中の60歳以下の人の割合が6割しかないというんです。北海道はもうちょっとこの数字より高いかもしれませんが、こうい

う情報が出ました。

そしてそこに農林水産省のコメントがありました。「人材確保に向け新規就農・第三者継承の推進に努力する必要がある」と。これは国も理解はしているんです。ただ具体的にどうするかということは当然各自治体がやっぱり主導していかなくてはいけない。

私は鹿追町もそれが外れるわけではないと個人的には理解しています。

また、今回のコロナの関係で食の大切さに改めて気付いたり、地方への移住の希望もあると確認しています。

農業の働き方改革、それから地域の受け入れ体制、これが働き方改革というのは先ほど最初のうちにお話ししました受け手側の労働条件なり地域の受け止め方、それから地域に入った時の後のフォローの仕方というのが私はこの働き方改革に結びついていく、そういうものをしっかりしていかないと鹿追も第三者はなかなか来ていただけないのかなど。

あと地域の受け入れ体制の整備ということで、これは町全体が取り組んでやっていく。

当然以前から私お話をしていますけれども、鹿追町全体の中にたくさんの方を入れようと言っても鹿追町が近い将来ずっと、私はずっとと思っているんですけれども、農地は余ることはないと思います。

地元にいる農家さんがどんどんまだ経営拡大をしています。当然牛の場合は餌が足りません。外部から相当購入しています。それを考えると当然のことながら農地がもっと必要ということは、これは歴然とした事実ですし、私はそうあって鹿追町がより力を付けていくことが町全体にとってもいいことだと私自身も信じております。

その上に立って、国が今回のコロナ騒動でいろんな将来性をこれから見出してくると思いますけれども、私は農業が基幹産業である鹿追から情報を発信して、先ほどからお話しています新しい組織体制を真剣になって取り組んでやるべき、もしくはやらない方がいいという答えであればやらなくても私はいいと思いますけれども、ただいま町長のお話ですと取り組んでいくという決意でございますので、どうかこの5年間、5年前に私が質問したままでありますので、一步でも進めていただけるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

最後に町長、もう一言あればよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

5年間進んでいないということですが、確かに目に見えてこうだということは確かに表れていないのかなというのは私も農業も担当していたことがありましたので、その点については分かる面もあるところであります。

いろんな関係者、地域全体、農業者ももちろん含めて行政、それからJ A鹿追町、いろんな方のいろんな意見があるということでなかなか簡単にいかない問題だというのはもちろん台蔵議員も御承知のとおりであります。

なかなか難しいとばかり言っても物事は確かに進みませんので、様々な角度から少しでも進めていかなければならないと思っています。

お話のありましたように今回の新型コロナの関係で、過度な外国依存ということで、このマスクをはじめとするいろんな問題、食の問題もそうですけれども見直しが必要だと国全体も思っているところであります。

そして、併せてIT、光インターネットを含めた環境、地方もくまなくということで国もいろんな形で予算付けをしています。なかなかテレワークということにはなりませんけれども、そういったこともありますけれども、地方で働いてみたいという人も都会の中には相当そういうことに興味を持っている人もだんだん増えてきたという報道もなされています。

そういったことで今回の新型コロナウイルスのことで国全体というか、日本の中の考え方がある程度大きく変わっていく時期だと私は思っておりますので、難しい問題はたくさんありますけれども少しでも前進をしていけるようにしっかりと関係機関と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御指導をお願いいたします。

○議長（吉田稔）

ここで4番、台蔵征一議員に答弁漏れがありますので、課長の方から答弁をさせます。

檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

先ほど外国人労働者の人数を把握して、人数があるかということお答えしたいと思いません。

J A鹿追町の担当分で中国人研修生が21人、あと、昨年度の現況調査、農家の方からいただいているもので集計したものですけれども、モンゴルが2人、ネパールが2人、ベトナムが6人、J A鹿追町担当分以外の中国人が25人、合計35人でございます。J A鹿追

町が担当しているのが 21 人、J A 鹿追町以外の所で個人的に雇っているのが 25 人。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4 番（台蔵征一）

J A 鹿追町以外、25 人いるのか。全体では。

○議長（吉田稔）

檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

56 人。中国人研修生を含めて 56 人。

○4 番（台蔵征一）

はい、分かりました。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

○4 番（台蔵征一）

はい、終わります。

○議長（吉田稔）

これで 4 番台蔵征一議員の質問を終わります。

説明員の入れ替えはありませんので続行いたします。

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

情報発信と防災行政無線の在り方について。

昨今の地震や台風・水害などの自然災害の状況、また、新型コロナウイルス感染症対策の状況などにより、行政からの信頼できる情報発信の重要性が再認識されてきています。

現在、鹿追町からの情報発信は防災行政無線、広報しかおい、新聞折り込みチラシ、ホームページ、フェイスブックが主なものです。

広報しかおいとホームページは、スマホアプリ「マチイロ」と連動し、利便性が良くなりました。今後も、全て町民が鹿追町からの行政情報を得られるような仕組みを整備していただきたいと思えます。

そこで以下の点をお伺いします。

1、広報しかおいの世帯カバー率、また新聞折り込みの世帯カバー率は何%でしょうか。

2、防災行政無線の戸別受信機の設置状況は。

3、防災行政無線は風向きなどの気象条件によって聞こえづらかったり、外出していたりするタイミングによって聞き逃したりするという声が多く寄せられています。また、音が聞こえづらい方や聴覚過敏で音が苦手な方、子育てや介護や夜勤で音で睡眠が妨げられたくない方、もう一度情報の内容を確認したい方など、様々な環境の方がいらっしゃるのので、防災行政無線の内容をメールやSNS、アプリなどの文字情報でも配信してはいかがでしょうか。

4、決められた時間の定時情報のほかに、年100回程度の臨時放送が行われていますが臨時放送を行う基準はどういったことでしょうか。

5、防災行政無線をデジタル方式に更新するため、令和元年度に基本設計を委託しましたが、その後はどういった計画でしょうか。

以上5点お伺いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは「情報発信と防災行政無線の在り方について」と題して、5点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目の「広報しかおいの世帯カバー率、また新聞折り込みの世帯カバー率」についてお答えいたします。

広報しかおいの各行政区への配布部数は1,993部であります。

令和2年5月末現在の本町の世帯数が2,476世帯でありますから、カバー率でいうと80.5%ということになります。

また、新聞折り込みにつきましては、チラシの配布枚数は2,020枚ということに町内全体でなっております。

これについては各種新聞の合計ということになりますので、複数の種類の新聞を購読されている世帯も相当数ありますので、これについては正確な世帯カバー率というのは算出することは難しいと考えています。

次に2点目の「防災行政無線の戸別受信機の設置状況」についてお答えします。

令和元年度末における戸別受信機の町民皆さんの保有台数は721台です。さらに平成25

年度から斡旋している防災ラジオ、これは364台ということでありまして、合計で1,085台の受信機という状況になっています。

3点目の「防災行政無線の内容を、メールやSNS、アプリなどの文字情報でも配信してはどうか」についてお答えします。

御指摘のとおり、屋外スピーカーによる放送は風向きの影響や複数のスピーカーからの音が重なり聞きにくい、あるいは聞き逃すこともあるかと思えます。

必要な情報を多様な方法で受信し、後ほど内容を確認したい、こういうニーズも高まっていることは承知をしております。

現在、町の情報はスマホアプリの「マチイロ」により、広報しかおい、あるいはホームページ、SNSによる連動も可能となり、一部ではありますけれども放送内容についてもホームページに掲載もしているところであります。

今後も、防災行政無線で放送する内容は、必要に応じてホームページにも掲載するなどして情報を再確認してもらえる体制を整えてまいりますし、あらゆる手段を通して総合的に情報伝達能力を高めていきたいと考えています。

現在検討している防災行政無線のデジタル化によりまして、拡張機能としてスマートフォンや携帯電話へのメール配信、あるいはホームページやSNSなどとの連携も容易となりますけれども、デジタル化までには若干まだ期間があるということですから、プッシュ型の通信アプリの導入なども含めて、多様な手段でより多くの町民に対して確実な情報伝達が可能となるよう、実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

4点目の「臨時放送の基準」についてお答えいたします。

定時放送については、町の行事予定など、主に事前に内容を把握し計画的にお伝えできる情報を放送しております。

臨時放送については、災害、食中毒警報、あるいは熊の出没、葬儀のお知らせなど、非常災害その他緊急通知事項に該当する、早急な伝達が求められる内容や定時以外でお伝えすることが効果的な情報を放送しているところであります。

5点目の「防災行政無線をデジタル方式に更新するため、令和元年度に基本設計を委託したが、その後の計画は」についてお答えいたします。

デジタル化に向けた検討については、令和元年10月に「鹿追町防災行政無線システム更新委員会」を開催し、基本設計に向けた各種システムの研究や選考を行い、その内容を踏まえて基本設計が進められ、令和2年、本年1月に完了したというところであります。

3つの選択肢の中で総合的に優れている方式として、同報系と移動系を一つのシステムで構築でき費用面でのメリットが大きい「260MHz方式システム」が選択されましたが、先ほど前段の清水議員の答弁でも申し上げたとおり同報系と移動系を同時に利用できないということもありますので、今後引き続きさらに検討を進めていきたいと思っています。

また、平成31年1月に実施された現在の防災行政無線の電波測定の関係についても先ほど答弁をしたとおりでございます。そういったことで、電波利用免許、移動系については令和3年6月1日以降5年間、固定局については、令和4年12月1日以降5年間、免許を再取得して、その期間でさらに検討を進めて、遅くとも令和7年度中のデジタル化ということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げまして答弁といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。

山口優子議員。

○2番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。

防災行政無線が1,085台、広報しかおいの世帯カバー率がおよそ80%、折り込みチラシも重複はあるにせよおよそ80%程度の家庭に折り込まれているという御答弁でした。

ただこの世帯カバー率が80%だからといって町民も80%が情報を得られたかということ、これは必ずしもイコールではないと思います。

今、行政が使っている情報発信の媒体を駆使した中でこれらの5つ、またそのほかの方法もあるかもしれませんが、これらのおおよそメインとなる5つで全町民の人数です、何%をカバーできているとお考えですか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えさせていただきます。

全てを駆使した結果、何%かということについては、新聞チラシのカバー率の算出も難しいということで、はっきりと申し上げることはございませんけれども、全部くまなく情報が行き渡っているということとはできないと感じております。

臨時放送を例に挙げても、防災行政無線の臨時放送を鳴らす、ホームページ、あと鹿追町としてはフェイスブックを利用した臨時の情報発信も行わせていただいています。ただフェイスブックのアカウントを登録していない方については、情報が行き渡らないということにもなります。全ての方にまだ行き渡るような努力が必要なのかなという状況は認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

私も正直、全町民の何%に情報が行き渡っているのかということを確認な数字で把握することは難しいだろうかと存じていますが、ただ特定健診受診率のように何%なのかということ把握する努力というのは必要かと思えます。

広報にしても配られていても読んでいない人は読んでいませんし、ホームページも見ない人は見ないし、フェイスブックも見ない人は見ないし、それで昨今、災害、地震、新型コロナウイルスなど町民の方は希望する、しないにかかわらず、行政としては100%の町民に情報が行き渡らないといけないように努力するような状況というのがあるかと思えます。

イベントの告知などは希望者だけでいいかと思うのですが、例えば全町民に対して避難指示が出た、または市街地、住宅地に熊が出て捕まっていない状況、または不審者が現れて凶器を持参したまま住宅地に潜んでいるようなそういう状況です。

行政側が100%の町民に緊急でそういう情報を必ず発信しなければならないような状況、10数年に一度、あるかないか、そういうような情報だと思えますけれども、もしそういうような状況が今、起きた時どういうふうに情報は発信されますか、お伺いします。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えさせていただきます。

現在の状況ですと先ほど述べた情報の発信手段に加えて街頭で車を走らせて周知を広めるような方法があるかと存じます。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

正直申し上げまして、現在の情報発信の体制ですとそういった緊急かつ重要な町民の命に係わるような状況が起きたときの情報発信の体制として、整っているとは言い難いような状況です。

ブラックアウトもありましたし、今回の新型コロナウイルスもありましたし、私が先ほど申し上げたような熊が出ただの犯罪者が潜んでいるような状況だのそういう状況というのは、いつ起こりうるか分かりませんが、そういう状況に対しての備えというのも必要かと思えます。

それで、どういう内容の情報をどの媒体とするのかというような基準ですとか、目安ですとか運用ポリシーみたいなものはきちっと整理してほしいと思います。

例えば、防災行政無線ですと速報性というか速さにはありますけれども、情報量はそんなにありません。

広報しかおいとか折り込みチラシですと速さはありません。ただ情報はたくさん伝えられます。

ホームページやフェイスブックは速さもありますし情報量もたくさん載せることができます。ただ自らその情報にアクセスしてこない限り見られない。

その点、防災行政無線であれば勝手に聞こえてくるものなので、そういう見に行かなくていい、向こうから情報が降ってくるというようなそういうメリットがあるかと思えます。

今、プッシュ型のアプリの導入なども検討されるということでしたけれども、そのプッシュ型のアプリといっても今、鹿追町が導入している「マチイロ」ですと、全ての情報がお知らせに上がってきってしまうので、ほとんどの方がプッシュ通知はオフにしていると思います。

先ほど私が申し上げたような緊急かつ重要な情報というのと、重要だけれども緊急ではないという情報、またお知らせやイベントの告知などそういう情報等を分けて、どの情報をどの媒体で発信するのか、その辺りをきちっと整理してほしいと思います。基本は、同じ情報をいろいろな媒体ですということが基本だと思うのですが、その辺りの現在、どの情報はどの媒体ですというような基準、目安、あればお伺いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

今、いろんなツールというか手段で様々な情報を伝達するように努めています。

これをやれば必ず全員に届くというものは残念ながら現状でもないと思いますし、この先もそういうことは困難だと思っています。

ですから様々な手段を組み合わせせて情報を発信していく、速報性に長けているもの、あるいは若干時間は遅くとも紙として確認できるもの、あるいはそういうSNSだとかそういう情報に長けていない人、特に高齢者だとかそういう方もいらっしゃいますので、これ万能な情報伝達の方法というのは無いと思っています。

ですからいろんな方法を組み合わせせてできるだけ多くの方に知っていただけるようにしていくのがもちろん大事だと思っています。

いろんな情報で同様のポリシーというか、どの情報はどの媒体でと、しっかり整理したものは多分今はないと思いますけれども、それぞれの情報伝達の得意なところ不得意なところありますから、その辺は整理して運用をしていきたいと思っています。

プッシュ型のお話も出ましたけれど、確かにおっしゃるような問題点もございまして内容によっては相手方から、例えばプッシュ型の中でも携帯電話を持っている人であれば、電話番号さえ分かればショートメールで送れるという機能もそれはそういうものもあります。

ただやはりそれについては、欲しいものもあるけどいらぬものもあるとそういう状況もありますので、いろんな選択肢の中からもいろいろ区別をしながら、なおかつできるだけ多くの人に情報を伝達するような方式というのは、いろんな手段がありますのでいろんな角度から検討して有効な手段ということで今後も研究していく必要があると思っています。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩とします。

再開は2時10分といたします。

休憩 13時59分

再開 14時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

町長のおっしゃるようにどの情報伝達媒体を選んでも町民への周知が100%になるというのは難しいと、それは私も理解しておりますが、ただ50%の町民なのか、80%の町民なのか、それは違うと思うのです。なるべく100%に近づけるような状況にもっていく。そのために多様な媒体を用意していくというのが行政の務めではないかと思えます。

今、十勝の他町村でよくやられているのが登録制のメール、希望者に登録してもらいその希望者に対して災害や防犯、熊の情報、あるいは行方不明者の情報などを配信しているというところが多いです。

芽室町ですと「めむろ安心メール」ということで、その内容と防災ラジオ、あとホームページ、この3つに対して同じ内容を同時に流しているそうです。

帯広市や新得町、清水町では防災情報配信メールというシステムを使っていて、メールの配信と固定電話、ファクス、これらに同じ情報を流す。電話は電話がかかってきて情報を聞いたら「#」を押して切れれば受け取りの確認ができる。「#」を押さずに切ってしまうとあと2回かかってくるそうですが、そういうシステムを導入しているそうです。

士幌町も登録制のメール。

中札内村でしたら、防災無線の内容を1日1回、19時15分にメール配信しているそうで、これは、お悔やみの情報も含めて配信しているということです。

こういうようなまずは希望者にメール配信の登録をお願いして、それで防災行政無線の内容を配信するということに取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

今、いろいろ他のまちの取組状況、お話をいただきましたけれども、それらの関係についてはそう難しくないというか希望者の方に送るということですので、メールアドレスなのか、あるいは電話番号なのか、いろんな方式あるの私も知っておりますので、そういった形でできるように取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

ぜひお願いします。

平成元年度に実施された町民アンケートでも町の公式ホームページや防災行政無線についての要望、課題がたくさん寄せられてきています。

ホームページは知りたい情報が見つらいですとかなかなか更新されていない。情報が古いですとか、防災行政無線に対しては聞き取れたことが少ない、聞こえないことが多いなどそういう課題がたくさん町民の方から寄せられてきていますので、ぜひホームページと防災行政無線についていい方向に、町民の方全てが情報を得られるような状況になるように取り組んでほしいと思います。

今回導入されたスマホアプリの「マチイロ」、これすごくいいと思っていまして、このアプリの導入については若い女性職員からの提案だったと伺っております。そういうことはとてもすばらしいと思っていまして、そういう職員からどんどんいい提案してもらえるとありがたいと思います。ぜひ、若手職員のお力で鹿追町の公式ホームページをリニューアルしていただきたいと希望します。

自治体のホームページについてはたくさんの情報量、あと使いやすさ、これの両立が求められるものですが、情報量と使いやすさを両方兼ね備えている自治体のホームページ、これがランキング形式で出ていますので、ランキングなどを参考にしながら、鹿追町のホームページもより使いやすいように改良してほしいと思います。

今の鹿追町の公式ホームページは、まず最初に出てくる項目が移住です。

移住を目当てに鹿追町のホームページを見る人、いるでしょうけれども、実情とあっていないと思うのです。

町民の方は町内の情報を得たいがためにホームページを見るという用途が一番多いと思うので、そういうレイアウトなども検討していただきたいと思います。

ホームページを使いやすくリニューアルしていただくことに関してはいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

町のホームページの関係ですけれども、リニューアルしてから確か4年くらい、ちょっと正確な記憶ではありませんけれども、それぐらいの年数がたっているというふうに思います。

ホームページについては、これは何でもそうですけれども、いろんな立場の方がいろん

な角度からいろんな見方をしますのでいろんな意見があるのは当然というふうに思っています。もちろん、今、御指摘があったとおり改善が必要な部分もあろうかと思しますので、これについてはリニューアルの度合いにもよりますけれども、これはもちろんお金も絡んでくることだと思いますのでいろいろ随時見直しをしたり、情報更新が遅いという話もありましたけれども、最近はそんなことは私はないと思っています。

しっかりコロナの関係の情報にしても素早く更新をしておりますし、全般的にそういうふうに取り組んでいるつもりでありますけれどもその辺も含めて全体的に点検をして必要があればしっかりいい形に直していくということが必要なことだと思います。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

私もここ1年、鹿追町の情報発信は素早くなったなというのは体感で思っております。

新型コロナウイルスの情報も更新も素早いですし、ただホームページに行ったときに知りたい情報がすぐにそこにアクセスできるかというそういうデザインの問題であったり、知りたい情報にたどり着くまでのクリック数の課題が少し残されているかと思えます。この辺りを少し改善していただければ、もっとより使いやすくなるのではないかと思います。

続いて防災行政無線のデジタル化についてですけれども、同僚議員の一般質問と重複するところもございしますが、昨年、基本設計が終了し、令和7年までにデジタル化を完了させると、ということは令和8年からの運用ということになるかと思えますが、これで先ほど町長の御答弁の中では、総事業費は4億円ぐらいというお話でした。

この4億円というのは、防災行政無線個別端末1,000台くらいで計算をされているのですか。また国からの補助金があるかと思えますが、他町村の事例では緊急防災減災事業債を使って7割交付税措置がされるというようなことで事業をしたという他町村の事例がありました。同じような考えでよろしいのですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

先ほどおよそ4億円という答弁を清水議員のときにさせていただきましたけれども、これにつきましては、個別受信機については全世帯ということで積算をしているものであり

ます。

それから財源として何を使うかということですが、お話のように緊急防災減災事業債というのがあります。これについては70%交付税の措置があるというものでありますけれども、これでいくとももちろん交付税措置があっても借金は借金でありますので、今のところできれば補助事業ということで、そっちを活用するほうがよりいいのかなということで考えています。

補助事業についてはいろいろ協議ですとか、事業費の関係もあってなかなかすぐ今年と来年からということにはならないものでありますので、この辺もいろいろ協議を進めながらできるだけ早くというのは考えておりますけれども、他の町全体の事業のこともありますので、早くデジタル化になることはそれに越したことはないのですけれども、現状、完璧とは言えないまでも防災行政無線については現状ございますので、若干全体の事業のバランスというか、財政状況を見ながらということですので、先ほど申し上げたようなスケジュールで進めていくのが妥当ではないかと思っているところであります。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

防災行政無線のデジタル化により拡張機能としてスマートフォンや携帯電話へのメール配信、ホームページやSNSなどとの連携とありますけれども、これはデジタル化しなくても情報発信できるのであえて連携させる必要もないのではないかと思います。

多様な媒体を使ってリスクを分散させるということも必要かと思えます。

防災行政無線ですと停電のときは切れてしまいますし、その点、スマートフォンや携帯電話などは、停電になっても充電が切れるまでは使えますので、いろいろその媒体ごとにメリット、デメリットあります。

全てを連携させると非常時、災害時のための媒体なのに全てがダウンしてしまうということにもなりかねないので、その辺もお考えいただきたいなと思えます。

こういう情報発信が一番必要とされるのは、災害のときかと思えます。この新型コロナウイルスも災害と言えるかと思えます。そういった災害弱者が発生するような状況のとき、先ほど同僚議員の質問の中で町長の御答弁、行政区には防災委員もいらっしゃって、防災会議もあってというお話だったんですけれども、要支援者の名簿というのは共有されているのかどうか。

国は、避難行動要支援者名簿を作成してそれに基づく支援体制作りを自治体に求めています。支援が必要な人、生活課題がある人が何人いてどこに住んでいるか、そういうものが分かるように、例えば住宅地図に反映させるですとか、誰が誰の安否確認をする担当になっているのかとか、そういう点の把握はどのようになっていますか。

○議長（吉田稔）

今説明員を呼びに行っておりますので、その方が入室されてから早速答弁を行います。
答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

要支援者等の名簿につきましては、随時更新をしながらペーパーといたしますか、システム上ではないのですけれども、パソコン上での管理を行なっているところであります。

災害等があった場合につきましては、随時福祉課職員、それから民生委員等、連絡をさせていただいて対応させていただいているという状況でございます。

先だっのブラックアウト、そういったときにもそういった名簿を活用させていただいて対応させていただいているところであります。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

そういった要支援者というのは鹿追町には何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田稔）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

今現在、資料等持ってきていないので具体的な数字はちょっと今出せませんけれども、後ほど資料を提出させていただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

先ほどの対象者の人数についてお答えいたします。

現在 147 世帯で 168 名の方が支援の対象となっております。

内訳でいきますと高齢者が 148 名、障がいのある方が 20 名ということでございます。

○議長（吉田稔）

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

ありがとうございました。

福祉課長のお話ですと要支援者については民生委員と福祉課長の職員で安否確認を行うというお話でしたが、防災のときのお話を私は主にしていまして、地域の防災委員、こちらは要支援者というのは把握されているのかどうかお伺いします。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

行政区の中には防災委員がいらっしゃいますけれども、詳しい個人情報については伝達はされていないというような状況です。

○議長（吉田稔）

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

災害時に要支援者について誰が安否確認をし、その情報をどのように管理するのか。

個人情報というお話もありましたけれども、個人情報保護法はもともと事業者の個人情報の漏えいを戒めるための法律であって、そもそも自治体や町内会などがその対象ではないです。

要支援者がどこに住んでいるかという情報、民生委員、防災委員、行政、消防、警察、この辺りの人たちにはいざというときのために情報を共有しておいていただきたいと思います。もし支援の対象者である御本人が個人情報を提出するのを拒否した。そのせいで救助が遅れたといった事例も全国にはございます。個人情報を提出すること拒否したがために救助が遅れて、悲しい事案になってしまったとそういうような状況はよくないと思います。要支援者の方の同意が必要だということも分かるのですけれども、私が申し上げてい

るのは本当に緊急な重大なそういう事案ですので、そういう名簿は町民課、福祉課、総務課、消防などで共同して把握してほしいと思います。

一般質問を私終了させていただきますけれども、鹿追町の現在の状況では、緊急かつ重要な全町民に希望する、しないにかかわらずお知らせしなければいけない、命にかかわるような状況が起きたときの情報伝達手段が整っている状況とは言いがたい点が1つと、あと防災行政無線、これは希望者でいいのですけれども、希望の方にはメールできちんと配信できるような体制を令和8年を待たずに、早急に整えていただきたいということを申し上げたいと思います。

最後に町長、お願いします。

○町長（喜井知己）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

先ほど災害の弱者、そういった人の関係につきましても、あらかじめその情報をいろんな人で共有できるかという問題については、その方の御本人の意向もありますから、必要な最小限の範囲ということに多分なろうかと思えます。

ただ緊急でひっ迫した状態のときには、当然それに応じた対応がもちろん必要と思っていますので、そのまま無いに越したことはないのですけれども、しっかりと対応できるようにいろいろ考えていきたいと思っています。

防災行政無線の整備に関してですけれども、確かにいろんな手段を講じて様々な情報、特に緊急とされる情報を伝える方式を整備するのは当然と考えておりますので、この今のめどを極端に早くできるのかというのはちょっと現状では難しいと思っていますけれども、できるだけ早く整備ができるように進めていきたいと思えますし、それまでの間当然できること、いろんな情報伝達の方法を充実させるということがそれまでの間でも当然取り組めることがありますので、それについてはできるものから順次取り組んでいきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員、よろしいですか。

これで山口優子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 14時38分

令和2年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 令和2年 6月 30日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 請願第 1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める願
願

[産業厚生常任委員会報告]

日程 2 発委第 5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求め
る意見書

日程 3 発委第 6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強
化を求める意見書

日程 4 報告第 3号 専決処分の報告について

日程 5 議案第 53号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算(第4号)につ
いて

日程 6 議案第 54号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予
算(第2号)について

日程 7 議案第 55号 場内砂防工(演習場内1川)整備工事請負契約につ
いて

日程 8 議案第 56号 然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約につ
いて

日程 9 同意第 2号 鹿追町農業委員会委員の任命について

日程 10 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程1 発委第 7号 新たな基本計画における農村振興の強化を求め
る意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴淵 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行
農業委員会会長 菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
総 務 課 主 幹 葛 西 浩 二
企画財政課長 草 野 礼 行
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農業振興課長 檜 山 敏 行
商工観光課長 富 樫 靖
建設水道課長 大 上 朋 亮
病院事務長 菊 池 光 浩

7 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 渡 邊 恒 義

8 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年 6月 30日(火曜日) 午前10時00分 開議

○議長(吉田稔)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1 請願第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願

○議長(吉田稔)

日程1、請願第1号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願を議題とします。

ただいま議題となりました本件については、6月19日の本会議で産業厚生常任委員会に付託され、審査を終えて議長に報告書が提出されております。

加納茂産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○5番(加納茂)

それでは報告いたします。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告します。

請願第1号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願。

審査の結果、採択であります。

理由は基幹産業である農業及び地域経済を守るため。

以上であります。

○議長(吉田稔)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程 2 発委第 5 号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める
意見書

○議長（吉田稔）

日程 2、発委第 5 号、日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員会委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 5 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提案理由の説明を行います。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定する等核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望して

きた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。2019年11月22日現在、禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81カ国、批准国は35カ国となり（3月10日現在）、発効に必要な条件（50カ国）の3分の2を数えました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

よろしく御審議いただきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程3 発意第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程3、発委第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める

意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由の説明を行います。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取組や森林

づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

意見書の提出先につきましては、衆・参両院議長、内閣総理大臣、関係諸大臣。

写しについては、十勝管内選出衆議院議員、北海道選出参議院議員、十勝管内・帯広市選出の道議会議員に送付をさせていただきます。

よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程4 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（吉田稔）

日程4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第3号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

次のページの専決処分書を御覧ください。

専決処分事項は、公用車によります事故の損害賠償と和解でありまして、本年6月15日に示談が成立しております。

事故の概要について申し上げます。

本年4月20日午後1時50分ごろ、

におきまして、本町職員が運転する公用車両が相手方建物の外壁に接触し、建物の一部を破損させたもので、過失割合は、鹿追町が100%となるものであります。

専決処分内容を御説明いたします。

町は、次により損害を賠償し、和解するものとするとしまして、損害賠償の額は、12万1千円とし、和解の相手方といたしましては、記載のとおりであります。

和解の内容につきましては、和解により相手方に支払う額は記載の損害賠償額とし、これ以外には双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとするものとなります。

以上、事故に係ります損害賠償及び和解の専決処分について御報告を申し上げます。

よろしく御承認をお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号は報告済みといたします

日程5 議案第53号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）について

て

○議長（吉田稔）

日程5、議案第53号、令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 53 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1181 万 7 千円を追加しまして、総額を 79 億 5197 万 2 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、10 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、新型コロナ緊急経済対策事業費でひとり親等に対する支援として、商品券配付及び商工会で実施します感染症対策事業で役務費で 2 万円、負担金で合計 846 万 7 千円のそれぞれ追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、町立病院運営補助金 70 万円の追加。

農林費、林業費、林業振興費の役務費で、エゾシカ残滓処理に 41 万円の追加。

土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費で、南町 2 丁目南通りの改良のため、使用料で 64 万円、原材料で 58 万円のそれぞれ追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で、町づくり基金へ 100 万円の追加となるものであります。

次に歳入、9 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 751 万 8 千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で、330 万円の追加。

款項、寄附金、総務費寄附金、総務管理費寄附金で、鹿追町建設業協会様から鹿追町開町 100 年事業のために 100 万円の御寄附をいただき 99 万 9 千円の追加となるものであります。

以上、一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 6 議案第 54 号 令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（吉田稔）

日程 6、議案第 54 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 54 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）となる
ものです。

第 1 条、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（第 2 号）は、次に定めるところ
によるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正
であり、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 2 項、医業外収益に 70 万円を追
加し、補正後の額を 7 億 3560 万 8 千円とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 70 万円を追加し、補
正後の額を 7 億 3560 万 8 千円とするものであります。

第 3 条は、予算第 7 条に定めます他会計からの補助金の補正であり、2 億 4475 万 4 千円
に 70 万円を追加しまして、2 億 4545 万 4 千円とするものであります。

補正の詳細につきましては、次ページの補正予算説明書により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業外収益の他会計補助金で 70 万円の追
加であります。

支出は、病院事業費用、医業費用、経費で病院経営診断委託料に 70 万円の追加となるも

のであります。

以上、令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第55号 場内砂防工（演習場内1川）整備工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程7、議案第55号、場内砂防工（演習場内1川）整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第55号は、場内砂防工（演習場内1川）整備工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を

求めるといたしまして、契約の目的は、場内砂防工（演習場内1川）整備工事であります。

契約方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は三井組・北日本・タカノ経常建設共同企業体、イチエイ山田建設株式会社、宮坂建設工業株式会社、栗林建設株式会社、川田工業株式会社、萩原建設工業株式会社、株式会社ネクサス、以上7社を指名いたしましたがいちエイ山田建設株式会社が辞退され、6社により6月24日に入札いたしました結果、入札金額を1億7688万円といたします三井組・北日本・タカノ経常建設共同企業体、代表者、鹿追町南町1丁目24番地、株式会社三井組、代表取締役、三井福成氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は97.8%であります。

以上、場内砂防工（演習場内1川）整備工事請負契約について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

確認をしたいと思います。

この場内の1川というのは、ペンケチン川でありましようかどうか、そこの辺の確認をしたいと思います。ましてや、その川下では養魚やら音更町の水道などに水を利用しております。そうした観点でもペンケチン川であるかどうか確認したいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

今回発注して契約になっています演習場内1川につきましては、ペンケチン川とは別の支流になっていますので御報告を申し上げます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第 56 号 然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 8、議案第 56 号、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 56 号は、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は、北日本・健勝経常建設共同企業体、株式会社三井組、株式会社タカノ、宮坂建設工業株式会社、萩原建設工業株式会社、以上 5 社を指名し、6 月 24 日に入札しました結果、入札金額を 1 億 1616 万円とします帯広市西 4 条南 8 丁目 12 番地、宮坂建設工業株式会社、代表取締役、宮坂寿文氏が最低入札者となりましたので現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は 98.1%であります。

以上、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 同意第 2 号 鹿追町農業委員会委員の任命について

○議長（吉田稔）

日程 9、同意第 2 号、鹿追町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 2 号は、鹿追町農業委員会委員の任命についてであります。

次のものを鹿追町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、現在の鹿追町農業委員会委員、第 23 期となるわけですが、来たる令和 2 年の 7 月 19 日で任期が満了いたします。これに基づき提案をするものであります。今、資料でお配りしたとおり第 24 期の農業委員会委員の公募者名簿のほ

うも御覧をいただきたいと思います。

それぞれお名前の読み上げで提案理由ということに代えさせていただきたいと思います。

同意を求める方々。

清水智久さん。

石坂正義さん。

金田芳康さん。

高田美津裕さん。

津田宏巳さん。

大下秀樹さん。

菊池和弘さん。

菊池輝夫さん。

加藤義雄さん。

上嶋尚さん。

坂本弘美さん。

坂本慎一さん。

蓑口武司さん。

以上の13名の方々でございます。

今申し上げました13名の候補者の方々のつきましては、お配りした資料に記載があるとおりそれぞれ団体、あるいは個人の方からの推薦をいただき、農業委員として適任と考えております。

御審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本件は人事案件でありますので質疑、討論を省略し、一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程 10 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（吉田稔）

日程 10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規程第 75 条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、加納茂委員長から、発委第 7 号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程 1 として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

発委第 7 号を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程 1 発委第 7 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意

見書

○議長（吉田稔）

追加日程1、発委第7号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

内容を読み上げます。

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書。

わが国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争にさらされ、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれています。さらに、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生拡大し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活必需物資不足への対応が課題となっています。

こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組が急務となっています。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められています。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおりお願いいたします。

記、1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化につながる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講ずること。また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講ずること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

なお提出先は記載のとおりであります。

以上。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田稔）

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで喜井知己町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第2回定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月19日から本日までの12日間にわたって開催をいただいたところであります。

初日の19日には、条例の一部改正が12件、専決処分の報告1件、一般会計及び3つの特別会計の補正予算、工事請負契約が2件、固定資産評価委員の選任の議案のほか、本日先ほど可決をいただきました専決処分の報告、それから一般会計及び病院会計の補正予算、工事請負契約2件、農業委員の任命等々に関する議案、全て原案のとおり可決、あるいは同意をいただきましこと心からお礼を申し上げる次第であります。

また24日には、常任委員会の代表質問が1件、それから4名の議員から5項目にわたって一般質問をいただきました。鹿追高校の入学者減少に伴う今後の対応、自衛隊官舎の新設に伴う児童の交通安全対策、防災行政無線のデジタル化、危険木や街路樹等の管理の関係、第三者継承含めた新規就農担い手対策、情報発信と防災行政無線の在り方等々いずれも重要な課題であると思っております。様々な角度から研究を重ね、あるいは関係者の意見もいただきながら、また財政的なことも考慮しつつ必要な対応を検討していきたいと考えています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が5月25日に全面解除され、さらに今月の19日以降は県をまたぐ移動も可能になったところであります。世の中は徐々に日常を取り戻しつつあると思えますけれども、政府の新しい生活様式や北海道スタイル、こういうものに基づいて引き続き取り組んでいく必要があると思っております。

本町におきましても新型コロナウイルス感染拡大での影響を受けた事業者あるいは町民の皆様への対応に係る事業を予算化しましてそれぞれ実施をしているところですが、これに係る主な財源は国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金であります。一次配分の6300万円についてはほぼ充当が終わっているところでありますけれども、先の全員協議会あるいは新聞報道にもありましたとおり二次の交付金、本町に対するものが2億567万8千円という内示がされています。これから実施あるいは充当する事業の精査の作業を進めておりまして、可能な限り早期に議会に予算を提案したいというふうに考えています。

また今朝の新聞報道等々ありましたけれども、昨日から道民の道内旅行、最大1万円助

成する「どうみん割」の販売・予約が始まったという記事もありました。売り切れ続出等々ということでもあります。

町内事業者への配分もされたというふうに聞いていますけれども、要望した額には遠い額というような話も聞いています。今後8月以降に国の「Go Toキャンペーン」等々も始まるかと思えますけれども、それらの動向も見ながら、場合によっては町独自の対応というのでも検討していかなければならないと思っているところであります。

新型コロナウイルスの影響で本年度の事業、全体的に大きな見直しが迫られたわけでありますけれども、一方で町政全般にわたっての課題、これについてはしっかりと対応をしていかなければならないと思っています。

またここ数日の天候不順も大変気になるところでありまして、早く天候が回復してほしいなと思っています。農業への影響も若干懸念されるという事態であります。

これからまたなお一層気を引き締めて町政運営にあたってまいりたいと考えておりますので、議員各位からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、定例会閉会にあたっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。

令和2年第2回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時45分